

愛

2018.12

FWEAP

Foundation for the Welfare and
Education of the Asian People
第42号



公益財団法人 **アジア福祉教育財団**

この冊子は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



2018.12 第42号

CONTENTS

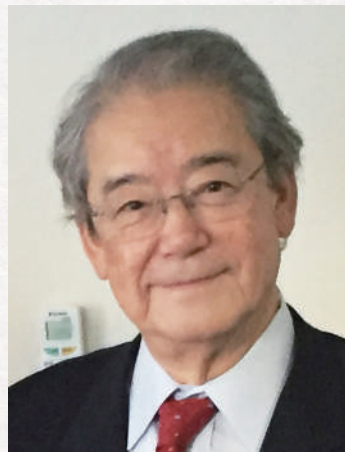
■ ご挨拶	公益財団法人アジア福祉教育財団 理事長 藤原 正寛	1
■ 特別寄稿「不透明さを増す国際政治と未来への展望」	京都大学大学院法学研究科教授 中西 寛	3
■ 平成 30 年度 アジア諸国社会福祉関係者招聘事業		
民間外交としての招聘とは		8
歓迎レセプションにおける堀井巖外務大臣政務官のスピーチ（要約）		9
歓迎レセプションにおける各国大使館の挨拶（要約）		10
訪日団名簿		11
写真で綴る研修旅行		14
訪日団実績		20
■ 第 39 回日本定住難民とのつどいの開催		22
開催報告		24
主催者挨拶		25
共催者挨拶		26
来賓挨拶		27
祝電の紹介		30
表彰者代表挨拶		32
■ 難民支援事業		
難民支援事業の概況 — 2018年を振り返って —		34
2018 年難民支援事業報告		38
スタッフレポート		44
■ 財団の動き		55
■ ご芳情とご支援		56
■ 公益財団法人 アジア福祉教育財団 機構図		57

Message

From The President

ご挨拶

公益財団法人アジア福祉教育財団
理事長 藤原 正寛



公益財団法人アジア福祉教育財団は、1969年12月に設立されて以来、アジア諸国の孤児、母子、難民等の福祉のための援助・協力を行い、関係諸国の民生安定に寄与するとともに、日本と同地域間の友好親善を強化することを目的として、様々な活動を行ってきました。

活動の第一は、アジア諸国の福祉関係者を日本に招聘する事業です。2018年度には、4月にバングラデシュ、インド、インドネシア、タイから、5月にミャンマー、フィリピン、台湾、ベトナムから、10月にマレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポールから、福祉関係者を1週間我が国にお招きし、社会福祉に関わる我が国の制度・政策について講義を受け、福祉施設の見学をしていただくとともに、様々な日本を象徴する場所にご案内し、我が国の文化や歴史に触れて頂きました。

活動の第二は、難民定住に関わる事業です。

2018年度も、難民定住促進に関わる政府委託事業を受託し、当財団の難民事業本部を通じて第三国定住難民の受け入れや日本での定住、条約難民の日本語教育や難民認定申請者に対する支援などを行いました。

活動の第三は、すでに日本に定住している難民の方々に対する相談事業やアフターケアの事業です。特に11月4日には新宿区との共催で、39回目となる「日本定住難民とのつどい」を開催し、定住された方々同士、また定住された方々と日本人の間の交流を図りました。これらの活動の詳細については、本誌に各活動についての詳細を記しましたので、ご参照いただければ幸いです。

さて、当財団は2019年12月12日に、財団創立50周年を迎えます。また、難民事業本部もそのひと月前の11月2日に発足40周年を迎えます。財団ではこの節目の年にあたり、設立以来の財

Message

From The President

公益財団法人アジア福祉教育財団 理事長 藤原 正寛

団と難民事業本部の活動の記録をアジア福祉教育財団50年史、難民事業本部40年史として世に残すべく、編纂事業を行っております。また、2019年12月11日には、記念行事（式典とレセプション）を開催することを計画しております。同時に、設立50周年という機会をとらえ、半世紀にわたる財団の活動と、その間のアジアや世界の政治経済情勢の大きな変化を踏まえて、財団の諸事業がよりアジア諸国との実りある交流につながるよう、さらにはそれが世界の平和に貢献するよう、事業の見直しを進めているところです。

例えば、40年前に始まった招聘事業ですが、開始当時にはアジアで傑出した経済力を誇っていた日本にお招きし、先進的な我が国の社会福祉政策を知り福祉施設を見学いただくことは、当時のアジア諸国にとって大きな意味を持ったことと思います。また、日本という国を知り、アジアでもこれだけの経済成長が可能だということを実感してもらうことにも、大きな意味があったと思います。しかし、この40年の間に、多くのアジア諸国が国力を高め、充実した社会福祉政策や制度を実現している国も増えていきます。また近年、我が国は観光立国という政策を推進しており、日本の文化や歴史、自然に対する関心が世界的に高まり、インバウンドの観光客も急激に増えています。招聘事業でお招きす

る方々の中でも、初めて日本を訪れるという方の数は少なくなり、中には日本在住経験がある方さえおられます。その意味で、招聘事業を我が国の社会福祉政策をアジア諸国に紹介する事業であるとか、アジアの方々に日本の文化や歴史を紹介する事業であると単純に位置付けることには、限界が生まれていると感じています。

むしろ、以上のようなアジア地域や各国情勢の変化を踏まえると、福祉関係者の招聘事業を通じて、我が国及び被招聘国間の、また被招聘国同士の社会福祉に関わる国際交流を深めることで、我が国の国際的な安全保障に資することができるのではないかと考えています。そこで50周年を迎える2019年度には、社会福祉に関わる特定のテーマを定め、我が国だけでなく被招聘国それぞれの福祉政策の紹介と問題の提示、それを受けた被招聘者同士のディスカッションの機会を設けることを検討しています。

上記は一つの例ですが、当財団が行っている諸活動を有意義かつ円滑に進めるために、それらの活動を不断に見直して、より良い活動に組み替えてゆく努力を続けたいと考えております。そのために、職員一同、一丸となって努力しておりますが、同時に、関係各位のご協力も必要不可欠です。当財団を支えていただいている皆様のご指導ご鞭撻を心からお願い申し上げます。



不透明さを増す 国際政治と未来への展望

京都大学大学院法学研究科教授

中西 寛

カオス化する国際政治

現在の国際政治を一言で著すとすれば視界不良という言葉がふさわしいでしょう。国際政治の専門家にとっても、先の展開が読めない、何が起こるか予測不可能な状況になっています。たとえば、去年の今頃（2017年11月）には北朝鮮の核ミサイル開発をめぐるアメリカとの軍事衝突が真剣に心配されていました。しかしその半年余り後の今年（2018年）6月12日にはトランプ大統領と金正恩委員長がシンガポールで会談し、核ミサイル問題は未解決のまま、二回目の会談が準備中と発表されています。去年の時点でこうした展開を論理的に展開することは誰にも不可能だったと思います。

こうした状況は、たとえば台風の進路予測と似た現象です。気象予測技術の発達で台風の発生や進路はかなり分かるようになりましたが、それでも正確な進路は直前まで予測できません。ところが進路がごくわずかずつれるだけで、被害が生じる地域や程度が大きく異なってしまいます。正確な進路がなかなか予測できないのは、観測技術が不十分だからと

は限りません。自然現象には、初期条件での極めてわずかな違い、人間の観測限界を越えたほど微少な違いであっても、結果的に大きな違いをもたらす現象があることが知られています。

こうした現象を自然科学では「カオス」と呼びますが、社会現象でも、本当にごくわずかな違いが大きな結果の違いをもたらすことがあります。たとえば2016年5月、イギリスでヨーロッパ連合（EU）離脱を巡る国民投票が行われました。事前の予測では離脱派自身も勝てるとは思っていなかったようですが、約3350万票中で130万票以下の差で離脱派が勝利しました。また、同年秋の大統領選ではトランプ候補がヒラリー・クリントン候補を破りましたが、この時も全国の得票数ではクリントンが上回り、トランプは州別の代議員数で勝利したのです。こちら事前の予測の圧倒的多数がクリントン勝利を予想していたのに反対の結果が出ました。アメリカでもイギリスでも重要な争点を巡って社会がおおよそ半数ずつに分裂しているために、ごくわずかな違いで結果に相違が生まれているのです。

先に触れた米朝関係についても、いつ何時また対



立へと転換するかは予想できません。現在の国際政治は、情報の不足によって先が見通せないのではなく、構造自体が予測困難になってきているのです。

「埋め込まれた自由主義」からグローバル化へ

国際政治がなぜこのような状況となってしまったか、少し歴史を振り返ってみたいと思います。

現在の世界の骨格となる秩序は第二次世界大戦中から戦後にかけて、米英ソといった国が中心となった連合国によって作られた仕組みです。外交安全保障面では国際連合（国連）、国際経済面では国際通貨基金（IMF）や世界銀行といった国際機関が柱となりました。この仕組みは自由で開放的な世界を目指すものですが、特に戦後からしばらくは、実際にはかなり制限の多い形でしか機能しませんでした。

その理由の第一は、いわゆる「冷戦」によって、西側自由民主主義陣営と東側社会主義陣営が分かれたために、世界が二分されたこと。第二は、戦後かなり後まで、植民地として独立していない地域が残されていたこと。第三に西側自由民主主義陣営の中でも、経済的、社会的安定のために国内市場をある程度保護し、自由貿易を製造産品に限定していたこと。たとえば今と違って1971年までは日本の円とアメリカのドルは1ドル＝360円に固定されていましたが、当時は国内経済の安定のために固定為替レートがよいと考えられていたのです。こうした仕組みを、制約された自由主義の秩序という意味で「埋め込まれた自由主義」と呼ぶこともあります。

この「埋め込まれた自由主義」は1970年代に大きく変わり始めます。様々な理由から、それまで自由化を制約していた要因が取り払われ、ヒト、モノ、カネ、情報が国境と関係なく移動する「グローバル化」の時代が始まるのです。

仮に1975年を現在のグローバル化の出発点とすると、今日まで40年余りが過ぎています。大ざっぱに言えば、前半の約20年はグローバル化のメリットがデメリットを上回った時代、後半の約20年はそのマイナス面が強まってきた時代と言えると思います。

20世紀末にはアメリカやイギリスを中心に市場重視の経済政策が採用され、規制緩和や通信革命が急速に進行していきます。製造品だけでなく農業や金融・サービスといった分野でも貿易障壁が撤廃され、世界経済があたかも一つの市場のように機能するようになっていきます。日本もこうした変化の中で電化製品や自動車産業を中心に世界第二位の経済大国となりました。また、このグローバル化の波はソ連東欧の社会主義体制を押し流し、1989年にはベルリンの壁が民衆によって解体され、1991年末のソ連邦解体まで続きます。さらに、発展途上国もこの波に乗って、西側先進国から資本や技術を受け入れ、アメリカをはじめとする先進国市場に積極的に製品を輸出して急速に工業化していきます。言うまでもなくその代表選手が中国です。1978年に381元に過ぎなかった中国の一人当たりGDPは2012年には100倍以上になり、中国の世界経済に占める割合も1.8%から11.5%へと急成長しました。グローバル化なしにはこうした成長は望め

なかったことは間違いありません。

冷戦が終わり、クウェートに軍事侵攻後、併合を宣言したイラクに対して国連傘下の多国籍軍が軍事的に勝利した1991~2年頃がグローバリゼーションの絶頂期だったかも知れません。1992年6月にはリオで「環境と開発に関する国際連合会議」が開催され、世界の大多数の国の代表やNGO代表が集まって地球規模で環境保護と両立する経済開発を目指すことが宣言されました。

グローバリゼーションへの反発

しかし90年代後半からはグローバリゼーションへの反発や幻滅が次第に強まり、今日に至っていると言えます。世界の国境を取り払い、人々が地球市民としての意識をもって行動するという理想は壁にぶつかってしまったのです。

転機の一つは1997年に発生した東アジア諸国の金融危機でした。急速に経済発展を遂げていたアジア諸国は金融危機で大きな打撃を受けました。さらにその11年後、資本主義の中心地ニューヨークに本社のある大手金融機関リーマン・ブラザーズが破綻したことで、世界規模の金融危機が発生しました。市場は万能ではなかったのです。

加えて、グローバリゼーションは技術の発達によって空間的な距離を縮めるだけでなく、過去についても飛躍的に情報を集めることができるので、時間軸も短くする効果があるようです。その結果、人々は忘れかけていた自らのアイデンティティを思い出す契機が多くなります。イスラム教やキリスト教、

ヒンズー教などの宗教のもつ政治的影響が強まり、また、祖先からの民族的ルーツや他民族との紛争の記憶が蘇ってきます。その結果として世界的に民族紛争や宗教対立、テロや歴史認識をめぐる争いが激しさを増していきました。

さらに2000年代になると、欧米や日本のような自由民主主義体制の国家と異なる政治体制の諸国の経済的台頭が明らかになってきました。たとえばそうした新興国の筆頭として中国、ロシア、ブラジル、インドを指してBRICsという言葉が使われるようになりました。この事自体はグローバリゼーションの果実でした。しかし問題はこうした国の多くが市場経済と非民主主義的、独裁的な政治体制を両立させている点です。こうした体制は近年「国家資本主義」と呼ばれるようになりました。中国は2010年ごろには日本を抜いて世界第二位の経済大国になりましたが、経済成長と同時に軍事費を急速に拡大させ、軍事面でもアメリカに次ぐ世界第二位の軍事大国となっています。それだけでなく、共産党の支配体制は特に習近平政権となって以降、表現の自由に対する国内的抑圧を強めています。また、ロシアは1990年代に実行した民主化と市場化改革が失敗に終わり、2000年にプーチンが大統領について以降、次第に国家による野党勢力の圧迫やメディアに対する統制が強まっています。軍事的にもソ連時代のように「強いロシア」の復活を目指す方針をとり、装備の近代化を進めています。ブラジルやインドは政治体制としては民主的ですが、国家の経済への介入度が高く、政治的にも大衆扇動主義（ポピュリズム）の影響が大きい状況です。



冷戦終焉後の西側諸国は、中国やロシアなどの新興国を市場経済に組み込んでいけば自由民主主義的な価値を抱く社会層が力を持ち、政治体制も次第に自由化していくと期待して積極的に国際機関への参加を促してきました。しかし国力を強めた新興国は国際機関で発言権を増すと西側に批判的な立場をとり、また、中国が設立したアジアインフラ投資銀行(AIIB)のように、西側が維持してきた戦後秩序と異なる枠組みを追及する傾向が強まってきました。

こうした国家資本主義国による戦後秩序への挑戦以上に現在の国際政治を不透明にしているのは、戦後秩序を支えてきた西側諸国の政治的变化です。グローバリゼーションは情報通信革命や医療の飛躍的発達を通じて先進国をそれ以前よりも便利で快適にしました。しかしその過程で、従来の工業中心の社会とは違う現代の社会経済構造が生み出されてきました。すぐれた発明や創造をするごく限られたエリート起業家や技術者、あるいは彼らに投資をする金融投資家などが巨万の富を蓄積する一方で、製造業で長期の安定した雇用を保障されていた中産階級の職や所得水準は低下していきました。もちろん成功者が一定の報酬を受ける事は問題ではありませんが、グローバリゼーションにあっては成功者が課税を免れたり、経済危機に陥った時には政府に救済されたりします。その不公正さに怒りが高まっているのです。

また、欧米諸国では1960年代頃から積極的に非西洋諸国から移民を受容し、彼らが低賃金の仕事を担ってきました。このために欧米諸国が人種的にも文化的にも非常に多様になったことは間違いありま

せん。しかし、経済成長が鈍化すると移民に風当たりが強まりました。特に、伝統的な産業を担ってきた中産階級にはグローバリゼーションへの不満を移民にぶつける傾向が強まっています。

それにインターネットの普及に伴って、人々がインターネットを通じて発信交流する機会が増えると、従来のメディアには表に出なかった極端な意見や差別的な意識も支持者を集めることができるようになりました。中道右派と中道左派の間で権力を交代させてきた先進国の民主政治の仕組みが機能不全に陥り、極論を吐く少数派が政治的主導権を握る機会が増えてきたのです。その表れがイギリスのBrexitであり、トランプ大統領の当選ですが、こうした現象はもはや偶然や事故ではありません。政界の外から参入したトランプ大統領はまたたく間に共和党を支配下に収め、ヨーロッパ諸国では中道政治の後退が顕著です。

民主制か非民主制かを問わず、グローバリゼーションの成果よりもマイナス面を重視し、外部に標的を作って敵視し、自らの国家や社会を守ろうというスローガンで現状に不満をもつ民衆から支持を集める扇動政治の性質が強まっています。

全体として、戦後体制は創設以来最大の危機を迎えつつあると言っても過言ではありません。大きな地殻変動が表層でどのような変化を起こすかは予想できませんが、地殻変動はもはや避けられないものとなりつつあります。

重要なのは理想主義と現実感覚のバランス

しかし、戦後秩序の動揺が覆い難いほど明確になったとはいえ、破局的対立が避けられないと考えるのは早計に過ぎます。現在の危機の原因は、ヒト、モノ、カネ、情報が流通するグローバリゼーションがあまりにも急速に進み、かつそれを称賛した人々がマイナス面を軽視しすぎたことが問題だと思えます。足元の現実を見れば、民族や宗教の違いにもかかわらず、人々が共生する社会や、インターネットなどを通じた国境を意識しない情報流通が自然なものとなっており、特に若者は国を超えてこうした環境を当たり前と感じるようになってきました。そして世界が抱える本質的な問題も一国だけで解決できる訳ではなく、難民に対する支援や感染症対策、気候変動問題など世界規模での協力が必要な問題の重要性が忘れられてはなりません。新しい価値観は徐々に、しかし着実に芽吹いていると思えます。

世界がより近しく、一つの共同体へと向かっていく長期的な傾向は変わらないと思えます。しかしすべての人々の価値観や生活様式が急速な変化に追いついていくことは不可能ですし、変化への適応が遅い人が劣っているわけでもありません。それにいくらグローバリゼーションが進んでも文化の相違は残るでしょうから、やはり何らかの意味での「すみ分け」は必要だと思えます。問題はグローバリゼーションの流れを理解しつつ、社会の安定を保てるような綱領をもち、多数派を作り出す政治勢力が存在しない事です。高まいた理想を訴える事は簡単ですが、地に足がついていない理念は反動を招き、足をすく

われる事になるのです。

理想に近づくためには善意や単純な理論だけでは不十分です。今日のように混とんとした時代にあつて、ドイツの社会学者ウェーバーが語った「善からは善のみが、悪からは悪のみが生まれるというのは、人間の行為にとってけっして真実ではなく、しばしばその逆が真実であること。これが見抜けないような人間は、政治のイロハもわきまえない未熟児である」(『職業としての政治』)という言葉ほど、理想主義者が嘔みしめなければならない言葉はないと思えます。

略歴

中西 寛 (NAKANISHI Hiroshi)

主要研究テーマ

20世紀国際政治及び国際政治学の歴史的研究
戦後アジア・太平洋地域の国際関係史
日本の外交及び安全保障政策

- 1987 京都大学大学院法学研究科修士課程修了 (法学修士)
- 1990 シカゴ大学博士課程修了
- 1991 京都大学法学部助教授
- 1994-1995 文部省在外研究員
- 2002 京都大学大学院法学研究科教授
同大学院公共政策連携研究部教授、同大学院法学研究科教授、同大学院公共政策連携研究部長・教育部長
任を歴任
- 2018 京都大学大学院法学研究科教授 (現在に至る)

授賞等

- 2003年 第4回読売・吉野作造賞
- 2003年 吉田茂賞

著書

- 『国際政治とは何かー地球社会における人間と秩序』中公新書、2003
(石田淳・田所昌幸との共著)『国際政治学』有斐閣、2013
(五百旗頭真との共編著)『高坂正堯と戦後日本』中央公論新社、2016、など

民間外交としての招聘とは

今年2018年のアジアからの招聘事業は、第1回が4月4日（水）から11日（水）まで、バンラデシュ、インド、インドネシア、タイ、第2回が5月23日（水）から30日（水）までミャンマー、フィリピン、台湾、ベトナム、第3回が10月17日（水）から24日（水）までマレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポールの社会福祉関係者を招いて実施しました。1978年10月、タイ王国から福祉行政関係者を招聘し、一行6名が最初にわが国の土を踏んで以来、今年の3回の招聘を合わせると計116回となり、都合1,913名がこの事業で来日したことになります。

なお、これまで一国からの招聘者は5名を通例としてきましたが、昨年度10月にトライアルとして一国あたり4名にて実施したところ、招聘者一人ひとりのニーズにより柔軟に対応でき、交流を促進することができました。また、研修中の移動では、外国からの観光客が増えたことにより、航空券や宿泊ホテルの手配に苦労していたのが緩和されたという効果も見られました。さらに、講義や社会福祉施設の視察においても、個々が質問する機会も増え、研修の理

解が深まったようです。結果、プログラムの充実には参加人数を絞り込むと効果が上がるという結論に至り、今年度も4人体制を継続実施する方針を固めました。

また、1週間という短い研修期間であり、それぞれの専門も違う場合が多いため、招聘者間のコミュニケーションや帰国後の繋がりが薄いということが課題となっていました。今年は研修日程の半ばに「中間報告会」、及び藤原理事長との懇談の機会を新たに設け、参加者のその時点での研修の感想や意見を交わす機会を増やしました。例えば、第3回の招聘においてマレーシアの団長からは、「個別の福祉テーマについての各国実情などをチーム間で情報交換する時間を持ち、その上で『中間報告会』に臨むというスタイルが良いのではないか」、との提案がありました。これに対し、藤原理事長からは「そもそも福祉の課題は、形態や支援の対象者が多岐に亘るので、特定のテーマに絞ることは難しい面がある」ことを、また私からも「この招聘は4カ国の“合同招聘”であるため、各プログラムで取り上げる講義や視察内容は参加した4

カ国にとっての“最大公約数的なもの”とならざるを得ない側面がある」ことを説明しました。他方、別の団員より「レクチャー形式の講義でもいいが、その場合でも質疑応答を組み入れて欲しい」との希望がよせられました。それぞれが示唆に富む提案であり、今後実施に向け検討してゆくことにします。

来年2019年は、当財団創立50周年、難民事業

本部設置40周年にあたる節目の年です。このアジア諸国社会福祉関係者招聘事業も一層意義深いものとするため、研修内容の見直しを引き続き実施してまいりますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人アジア福祉教育財団 事務局長
安細 和彦

歓迎レセプションにおける堀井巖外務大臣政務官のスピーチ（要約）

外務大臣政務官として外務省を代表し、4カ国から参加された皆様に歓迎致します。

藤原正寛理事長が遂行されているこの素晴らしいプログラムへのご努力、またアジア諸国と日本の人々の相互理解への長きにわたる貢献に謝意を申し上げます。

私は大臣政務官として、これまでアジアならびに太平洋諸国を視察してまいりました。ダッカ、コックスバザール、コルカタ、デリー、ジャカルタ、サバ等です。また、バンコクは空港の利用も含めたび

たび訪れました。日本政府は各国に対しキャパシティ・ビルディング*をつかって様々な支援を行っています。

また、財団の研修日程を見ると、私の故郷である奈良を訪問されるようです。奈良は長い歴史において、早く

からアジアとの交流がありました。参加者の皆様が奈良訪問を含め、有意義な研修を過ごされることを祈念致します。(2018年4月)



外務大臣政務官
堀井 巖 氏

*キャパシティ・ビルディング：集団・組織・社会がある目標を達成するために必要な能力を構築・向上させること。能力構築。

— 歓迎レセプションにおける各国大使館の挨拶（要約） —

今日まで1,000人以上の福祉関係者がプログラムの恩恵を享受していることに、私たちは感謝し、アジア福祉教育財団の長きにわたる、難民、脆弱なグループの範疇に入る人々、婦女子、子ども達、青少年、高齢者、障害者の窮状に対応するために、インドネシアのみならずアジアに対しての活動に敬意を表します。

既にインドネシアは、人権宣言下、子どもの権利条約、女子差別撤廃条約、障害者権利条約を批准しています。これらの国際原則は、子ども、婦女子、青年、高齢者、障害者の保護と権限付与の分野において、インドネシアの国内法および規則に反映されています。



インドネシア共和国駐日大使館 特命全權大使
Mr. Arifin TASRIF

インドネシアは様々な二国間、地域的、多国間のプラットフォームの下、社会的弱者の保護を推進しており、市民社会を代表者する Mme. Risha UTAMI が障害者権利委員会へ立候補したことが私たちの努力の象徴として挙げられます。世界中の障害者コミュニティ

を介し、車椅子にて障害を持つ人々の権利を主張している彼女の力を称賛します。

私達がこれまで進めてきたアジア全体の福祉施策の改善や、より高みを目指すためアジア福祉教育財団との継続的なパートナーシップと協力の重要性を再確認しています。(2018年4月)

先ず、初めに私どもの大使が伺えなくなったことについてお詫び申し上げます。ミャンマー連邦共和国大使 トウレイン・タン・ズイン閣下は、来日しているヤンゴン市長に同行せねばならない公務が生じ、今日こちらへ出席できなくなりました。そこで、私が皆様とお会いし、スピーチをする機会を得ました。

アジア諸国の社会福祉分野に従事しているソーシャル・ワーカー、職員達のための研修プログラムを1978年より続けられているアジア福祉教育財団の藤原理事長、事務局長、職員の皆様へ感謝申し上げます。このプログラムを通じ、



ミャンマー連邦共和国駐日大使館 首席公使・参事官
Ms. Khin Nilar Soe

ベトナム、フィリピン、台湾、ミャンマーと日本の間での友好親善、一層の相互理解が進むと強く信じています。

この研修を保持していくことで、私達アジア諸国と日本は、注目すべき二国間協力・共生の下、社会福祉・発展を成し遂げることができます。特に人的資源の発展において、一層の協力を促進できます。

私達の長きにわたる友情の下、良好な理解と情熱的な希望を持って、相互に助け合うことができます。この研修により将来に渡り私達の協力がつづくことを祈念します。(2018年5月)

アジア福祉教育財団に対し、この研修と今晚のレセプションに敬意を申し上げます。この研修に、マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポールより人選された参加者の皆様、お喜び申し上げます。皆様が研修をとおり、知識、情報、ネットワークを友好に活用されることを望みます。

マレーシア政府、マレーシア駐



マレーシア駐日大使館 首席・参事官
Mr. Fadli Adilah

日大使館に代わり、マレーシアを招聘、研修に参加する機会を与えてくださり、ここから謝意をお伝えします。

このような研修がマレーシア・日本二国間協力体制のみならずパキスタン、ネパール、シンガポールの人と人の繋がりをより強固にします。

全てのアレンジに対し、どうも有難うございます。(2018年10月)

訪日団名簿

2018. 4. 4～4. 11

バングラデシュ人民共和国 People's Republic of Bangladesh 	Ms. Abeda Akhter	Joint Secretary, Ministry of Social Welfare 社会福祉省 次官補
	Mr. A. J. M. Ershad Ahsan Habib	PS to Hon'ble State Minister (Deputy Secretary), Ministry of Social Welfare 社会福祉副大臣 政務秘書官
	Mr. Biswajit Baidya	General Manager (Deputy Secretary), Vocational Training Center for the Orphan and Disable-boys and girls, Shibchar, Madaripur Madaripur 障害児・孤児職業訓練学校 施設長
	Mr. Md. Abul Amin	Senior Assistant Secretary, Ministry of Social Welfare 社会福祉省 上席副次官
インド India 	Mrs. Manisha Sensarma	Leader / Economic Advisor, Statistics Division, Ministry of Social Justice and Empowerment (団長) 社会正義・能力開発省 戦略部リーダー/経済顧問
	Mr. Deepak Mehra	Director, Schedule Caste Development Division, Ministry of Social Justice and Empowerment 社会正義・能力開発省 指定カースト開発部 部長
	Mr. Sakti Pada Nandi	Section Officer, Department of Social Justice and Empowerment, Ministry of Social Justice and Empowerment 社会正義・能力開発省 社会正義・能力開発局 事務官
	Mr. Manoj Hatoj	Research Officer, National Institute of Social Defence 国家社会援護機関 調査官
インドネシア共和国 Republic of Indonesia 	Ms. Sumiatun	Leader / Head, Social Rehabilitation Centre of Intellectual Disabilities (Panti Sosial Bina Grahitita-PSBG) "Ciungwanara" (団長) 社会省 チュアナラ・ボゴール 知的障害者社会更正センター長
	Ms. Aty Resnawati	Deputy Director, Division of Evaluation and Report, Planning Bureau, Ministry of Social Affairs 社会省 政策調整局 報告評価部次長
	Mr. Adi Hariyanto	Head, Section for Identification and Intervention Plan, Directorate of Social Rehabilitation for the Elderly, Ministry of Social Affairs 社会省 高齢者更正管理局 識別介入計画課長
	Ms. Fetty Familda	Social Extension Officer, Directorate of Social Rehabilitation for the Children 社会省 児童更正局 社会調整官
タイ王国 Kingdom of Thailand 	Mrs. Vanpa Lumjeakthes	Leader / Director, Technical Promotion and Support Office, Region 1, Pathum Thani Province, Ministry of Social Development and Human Security (団長) 社会開発・人間の安全保障省 第1地域社会開発・福祉行政監査 パトゥムタニー地方局長
	Mrs. Suchitra Pindoung	Chief, Provincial Social Development and Human Security Office, Khonkaen Province, Ministry of Social Development and Human Security 社会開発・人間の安全保障省 地方社会開発・人権保障コンケン地方局 課長
	Mrs. Piyawan Fukngoen	Chief, Provincial Social Development and Human Security Office, Phitsanulok Prov. Ministry of Social Development and Human Security 社会開発・人間の安全保障省地方社会開発・人権保障ピサヌローク地方局 課長
	Ms. Urai Leknoi	Staff, Thailand Association of Social Workers タイ ソーシャル・ワーカー連盟 職員

2018. 5. 23 ~ 5. 30

<p>ミャンマー連邦共和国 Republic of the Union of Myanmar</p> 	Ms. Le Yin Win	Leader / Director, Child and Youth Division, Head Quarter, Department of Social Welfare, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement (団長) 社会福祉再定住省社会福祉局本部青少年児童部 部長
	Ms. Aye Aye Myint	Deputy Director, Lashio District of Social Welfare Office, Department of Social Welfare, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement 社会福祉再定住省社会福祉局ラーショー地域社会福祉事務所 副部長
	Ms. Zin Mar Aung	Assistant Director, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement 社会福祉再定住省社会福祉局 部長補佐
	Ms. Sein Than Kyi	Staff Officer, Sittwe District of Social Welfare Office, Department of Social Welfare, Ministry of Social Welfare, Relief and Resettlement 社会福祉再定住省社会福祉局シットウェ地域社会福祉事務所 事務官
<p>フィリピン共和国 Republic of the Philippines</p> 	Ms. Aldersey Mumar Dela Cruz	Leader / Assistant Regional Director for Operations, Field Office X, Department of Social Welfare and Development, Cagayan De Oro City (団長) 社会福祉開発省 (北ミンダナオ地域) カガヤン・デ・オロ福祉局 (第10地方) 運用局長補佐
	Ms. Lucia Suyu Alan	OIC- Regional Director, Field Office II, Regional Government Center, Tuguegarao City, Cagayan Department of Social Welfare and Development 社会福祉開発省 (北ミンダナオ地域) カガヤン地域政府センター福祉局 (第2地方) 担当局長
	Ms. Papiasa Buscano Bustrillos	Social Welfare officer IV (Team Leader, SWAD Bohol), Field Office VII, Department of Social Welfare and Development, Cebu City 社会福祉開発省 (ボホール地域) セブ福祉局 (第7地方) ソーシャル・ワーカー
	Mr. Rey Beltran Penaranda	Administrative Aide, Field Office VIII, Department of Social Welfare and Development, Tacloban City 社会福祉開発省 (東ビサヤ地域) タクバロン福祉局 (第8地方) 行政補佐官
<p>台湾 Taiwan</p> 	Ms. WU, Yi-Shan 吳 宜 姍	Leader / Section Chief, People with Disabilities Welfare Section, Rights Development Division, Ministry of Health and Welfare (団長) 保健福祉省人権向上部 障害者福祉課長
	Ms. CHEN, Shu-Mei 陳 淑 美	Director, Central Region Senior Citizens' Home, Ministry of Health and Welfare 保健福祉省中部高齢者施設 主任
	Mr. LAI, Tien-Fu 賴 添 福	President, Taiwan Association of Senior Citizen Institution, Miaoli County 社団法人台湾高齢者福祉機構協会 (苗栗県) 理事長
	Ms. Wang, Bow-Yin 王 寶 英	Director, St. Joseph Home for Alzheimer's Disease and Related Dementia 財団法人聖ヨゼフ アルツハイマー・認知症ホーム 主任
<p>ベトナム社会主義共和国 Socialist Republic of Viet Nam</p> 	Mr. Tran Hai Nam	Leader / Deputy Director General, Department of Social Insurance, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs, Hanoi (団長) 労働・傷病兵・社会問題省 社会保険局副局長
	Mr. Nguyen Ngoc Minh	Director, Nursing Centre for National Devotes of Central Vietnam, Da Nang city 中央ベトナム国家専念ダナン市看護センター部長
	Ms. Dinh Thi Hung	Director, Department of Labour, Invalids and Social Affairs, Lao Cai province 労働・傷病兵・社会問題省 ラオカイ県部長
	Ms. Vu Duc Dam Trang	Official, International Cooperation Department, Ministry of Labour, Invalids and Social Affairs, Hanoi 労働・傷病兵・社会問題省 国際協力局事務官

2018. 10. 17 ~ 10. 24

<p>マレーシア Malaysia</p> 	<p>Ms. Siti Adibah Binti Abdul Rahman</p>	<p>Leader / Principal Assistant Secretary, Policy & Strategic, Planning Division Head of Community Basic Unit, Ministry of Women, Family and Community Development (団長) 女性・家族・社会開発省政策戦略局 局長補佐, 地域基本ユニット長</p>
	<p>Mr. Burhanuddin bin Bachik</p>	<p>Director, Department of Social Welfare, Melaka, Ministry of Women, Family and Community Development 女性・家族・社会開発省マラッカ州社会福祉局 局長</p>
	<p>Ms. Kavaramma Subramaniam</p>	<p>Director, Women's Development Office, Perak, Ministry of Women, Family and Community Development 女性・家族・社会開発省ペラ州女性開発事務所 所長</p>
	<p>Ms. Nafishah binti Abdullah</p>	<p>Principal Assistant Director, Corporate Planning Sector National Population and Family Development Board, Ministry of Women, Family and Community Development 女性・家族・社会開発省人口家族発展会議 (LPPKN) 国家計画調整局 首席補佐官</p>
<p>ネパール連邦民主共和国 Federal Democratic Republic of Nepal</p> 	<p>Mr. Bir Bahadur Rai</p>	<p>Leader / Joint Secretary, Chief of Social Welfare and Organization Coordination Division, Ministry of Women, Children and Senior Citizen (団長) 女性・子供・高齢者省社会福祉組織調整部 局長</p>
	<p>Mr. Bharat Raj Sharma</p>	<p>Director, Chief of Policy, Planning and Monitoring Section, Ministry of Women, Children and Senior Citizen 女性・子供・高齢者省政策計画モニタリング部 部長</p>
	<p>Mr. Pritha Bahadur K C</p>	<p>Undersecretary, Chief of Personnel Administration Section, Ministry of Women, Children and Senior Citizen 女性・子供・高齢者省人事行政管理課 課長</p>
	<p>Mr. Rukmagat Aryal</p>	<p>Section officer of Organization Coordination Section, Ministry of Women, Children and Senior Citizen 女性・子供・高齢者省組織調整課 事務官</p>
<p>パキスタン・イスラム共和国 Islamic Republic of Pakistan</p> 	<p>Mr. Zafar Iqbal</p>	<p>Leader / Deputy Secretary, CDA Wing, Capital Administration and Development Division (CA&DD) (団長) パキスタン内閣官房中央行政開発室 審議官</p>
	<p>Mr. Javed Akbar Sheikh</p>	<p>Section Officer, Health And Social Welfare Wing, CA&DD パキスタン内閣官房中央行政開発室 社会福祉・保健部 事務官</p>
	<p>Mr. Muhammad Shafi</p>	<p>Vice Principal, Directorate General of Special Education, National Institute of Special Education 特殊教育部 国家特殊教育学校 副校長</p>
	<p>Ms. Ismat Begum</p>	<p>Assistant Director, Social Welfare Training Institute 社会福祉総局社会福祉訓練協会 部長補佐</p>
<p>シンガポール共和国 Republic of Singapore</p> 	<p>Ms. Lim En Yin, Amanda</p>	<p>Leader / Youth Guidance Officer, Youth Residential Service, Rehabilitation & Protection Group, Ministry of Social and Family Development (団長) 社会・家庭振興省 更正保護部青少年保護課 保護観察官</p>
	<p>Mr. Tay Jia An, Benjamin</p>	<p>Assistant Director, Sector Research Team, Sector Strategy Group, National Council of Social Service 国家社会サービス協議会戦略課リサーチ班 班長補佐</p>
	<p>Ms. Hong Zhen</p>	<p>Assistant Director (Caregiver Support), Aging Planning Office 保健省高齢者企画事務所福祉ケア・マネージャー支援課 課長補佐</p>
	<p>Ms. Lin Huiqing, Grace</p>	<p>Assistant Director (Community Networks for Seniors), Ministry of Health 保健省高齢者地域ネットワーク課 課長補佐</p>



写真で綴る 研修旅行

4月 April

訪問国：バングラデシュ、インド、
インドネシア、タイ

日程：4月4日～4月11日

月日	時間	研修内容	写真
4/4 (水)	—	入国 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	
4/5 (木)	9:30～10:30	オリエンテーション	
	10:40～11:40	講義「日本の難民受入れ」	①
	13:10～15:10	講義「我が国における社会福祉施策の概要」	②
	15:20～16:30	日本文化紹介	③
	18:30～20:30	歓迎レセプション <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	④
4/6 (金)	9:00～10:30	皇居 視察	
	11:00～11:20	総務省副大臣 表敬訪問	
	11:40～13:00	国会 視察	
	14:00～16:00	江戸東京博物館 視察 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	
4/7 (土)	9:30～11:00	特別養護老人ホーム白金の森 視察 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	⑤
4/8 (日)	8:27～10:35	新幹線で京都へ移動	
	11:30～13:00	京都迎賓館 視察	⑥
	13:30～15:00	昼食・意見交換	
	15:30～16:30	二条城 視察 <small>備考 泊：新・都ホテル</small>	
4/9 (月)	9:30～11:00	奈良社会福祉院・佐保山こども園 視察	⑦
	13:00～14:30	奈良市役所 仲川市長表敬訪問 講義「奈良市の社会福祉政策」	
	15:30～17:00	オムロン京都太陽株式会社 視察 <small>備考 泊：新・都ホテル</small>	⑧
4/10 (火)	8:30～9:30	東大寺 視察	
	10:00～11:00	平城宮跡 視察	
	12:00～	錦市場・自由研修	
	18:00～20:00	フェアウェル パーティ <small>備考 泊：新・都ホテル</small>	
4/11 (水)	—	出国	



1

(講義) 杵淵難民事業本部より日本の難民受入れについて講義を受ける。難民への定住支援の内容について多くの質問があった



4

(歓迎レセプション) シェラトン都ホテル東京にて歓迎レセプションを開催。インドネシア大使はじめ各国大使館、堀井外務大臣政務官など関係省庁、福祉関係者の方々約80名が集う



7

(奈良社会福祉院) 昭和21年、第二次世界大戦後の荒廃と混乱した環境と状況のなか社会的弱者であった母子家庭の母と子の自立を目指して創業者が自宅の片隅に小さな作業場を設置したのが出発とされる。その後、雨露をしのぐ母子寮を、さらに乳幼児の保護育成に保育所を、高齢者の憩いと生きがいの場づくりを願いに老人ホームをと総合的な民間社会福祉事業を推進している。保育園の子ども達から歌と踊りの歓待を受ける



2 (講義) 財団事務所にて元厚生労働省幹部 森山幹夫氏より日本の社会福祉施策について講義を受ける



3 (日本文化体験) 茶道の師範による指導をうけ、日本文化の一端に触れる



5 (白金の森) 東京都港区の特別養護老人ホーム白金の森にてデイサービスの現場を見学する。利用者と交流を深める



6 (京都迎賓館) 海外からの国賓などの賓客の接遇の場として、歴史的景観や周辺の自然環境との調和を図るため、日本の伝統的な住居である入母屋屋根と数寄屋造りの外観、品格のある和風の行まいを創出している。数寄屋大工、左官、作庭、截金(きりかね)、西陣織や蒔絵、漆など、数多くの京都を代表する伝統技能、匠の技を間近にみることができる



8 (オムロン京都太陽) 1965年の創設以来、障害者に合った作業環境の改善を進め、身体障害者を中心にセンサーや電源機器などの製造に携わる。障害者が働きやすい職場作りで実績があり、障害者雇用の拡大に向け企業にセミナーを開催するなど障害者雇率の向上にも貢献している



写真で綴る 研修旅行

5月 May

訪問国：ミャンマー、フィリピン、
台湾、ベトナム

日程：5月23日～5月30日

月日	時間	研修内容	写真
5/23 (水)	—	入国	
備考 泊：シェラトン都ホテル東京			
5/24 (木)	9:30～10:30	オリエンテーション	
	10:40～11:40	講義「日本の難民受入れ」	
	13:10～15:10	講義「我が国における社会福祉施策の概要」	
	15:20～16:30	日本文化紹介	①
	18:30～20:30	歓迎レセプション	
備考 泊：シェラトン都ホテル東京			
5/25 (金)	9:00～10:30	皇居 視察	
	11:00～11:20	総務省副大臣 表敬訪問	
	11:30～12:40	国会 視察	
	13:00～14:30	特別養護老人ホームレクロス広尾 視察	②
	15:30～16:30	講義 東京大学高齢社会総合研究機構講義 「活力ある超高齢社会の共創するまちづくり」	③
備考 泊：シェラトン都ホテル東京			
5/26 (土)	9:30～10:40	JAXA つくば宇宙センター 視察	④
	11:00～12:00	サイエンススクエアつくば 視察	⑤
	13:30～	自由研修	
備考 泊：シェラトン都ホテル東京			
5/27 (日)	9:07～11:17	新幹線で京都へ移動	
	14:00～15:00	京都御所 視察	
	16:00～17:00	上賀茂神社 視察	
	18:00～20:00	夕食・懇談	
備考 泊：新・都ホテル			
5/28 (月)	9:30～11:00	障害児福祉センター奈良仔鹿園 視察	⑥
	13:00～14:30	奈良市役所 仲川市長表敬訪問 講義「奈良市の社会福祉政策」	⑦
	15:30～17:00	オムロン京都太陽株式会社 視察	
備考 泊：新・都ホテル			
5/29 (火)	8:30～9:30	東大寺 視察	⑧
	10:10～11:10	平城宮跡 視察	
	12:00～	錦市場・自由研修	
	18:00～20:00	フェアウェル パーティ	
備考 泊：新・都ホテル			
5/30 (水)	—	出国	



① (日本文化体験) 華道の師範より指導を受け、日本文化の一端に触れる



④ (JAXA) 先端科学技術分野を担う宇宙航空開発機構を訪問。わが国の卓抜したオペレーションシステム(運用・管制)がハード面をより充実させることなどを知る



⑦ (奈良市) 奈良市は1972年に全国に先駆けて「福祉都市宣言」を行った街であり、これまで政策の中心に「福祉のまちづくり」を位置付けている。仲川市長からご挨拶いただいた後、より現場に近い担当部局から日本型福祉の現状と課題点を伺う。奈良は国際文化観光都市であり積極的な国際交流を行う糸口にもなりたい



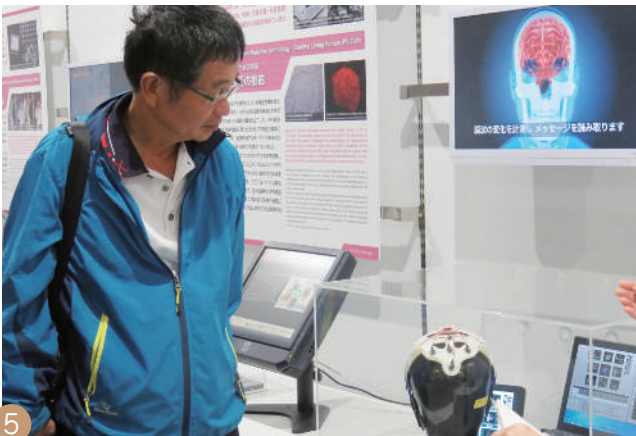
2

(レクロス広尾) 高齢者施設では利用者の心身の状態に応じて、各フロアにリフト装置付きヒノキ浴槽、臥立式機械浴槽を配置していると職員より説明を受ける



3

(東京大学高齢社会総合研究機構) 都市計画専門家である後藤純特任講師より、都市計画によって高齢者を社会全体で包摂する研究や産官学一体になった取り組みを学ぶ



5

(サイエンススクエアつくば) 常に進歩をつづける科学技術(福祉関連含む)の最先端の研究を説明を受けながら見学する



6

(奈良仔鹿園) 昭和52年の開設から、障害児や障害者の在宅療育を推し進めるため、長期入所型の施設と家庭との中間的な施設として、障害幼児通園施設、療育相談、及び研修等の広範囲な福祉サービスを提供している



8

(東大寺) インド伝来の仏教文化は日本社会において静かに根をはっている。訪問先の世界遺産・大仏殿では、蓮台での法談でアジアのこころに通底する規範を感得する。光明皇后発願の「悲田院」、「施薬院」はわが国の福祉・医療施設の始まりとされる



写真で綴る 研修旅行

10月 October

訪問国：マレーシア、ネパール、
パキスタン、シンガポール

日程：10月17日～10月24日

月日	時間	研修内容	写真
10/17 (水)	—	入国 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	
10/18 (木)	9:30～10:30	オリエンテーション	①
	10:40～11:40	講義「日本の難民受入れ」	
	13:10～15:10	講義「我が国における社会福祉施策の概要」	
	15:20～16:30	日本文化紹介	
	18:30～20:30	歓迎レセプション <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	
10/19 (金)	9:00～10:30	皇居 視察	
	10:50～11:50	国会 視察	②
	13:30～15:00	講義 厚生労働省社会・援護局地域福祉課 講義「日本社会の構造変化と地域共生社会の実現に向けた取組」	③
	15:30～17:00	大和ハウス工業東京本社 ロボット介護事業視察 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	④
10/20 (土)	10:00～11:30	社会福祉法人長岡福祉協会 特別養護老人ホーム新橋さくらの園 視察	⑤
	12:00～13:00	団員との中間報告会、理事長との懇談	⑥
	13:30～	自由研修 <small>備考 泊：シェラトン都ホテル東京</small>	
10/21 (日)	9:07～11:17	新幹線で京都へ移動	
	13:45～14:45	無鄰庵 視察	
	15:00～16:00	京都伝統産業ふれあい館 摺型友禅染体験 <small>備考 泊：新・都ホテル</small>	
10/22 (月)	9:00～10:30	オムロン京都太陽株式会社 視察	
	11:30～12:30	昼食	
	13:00～14:15	奈良市役所 仲川市長表敬訪問 講義「奈良市の社会福祉政策」	
	15:05～16:30	奈良県立障害者総合支援センター 視察 <small>備考 泊：新・都ホテル</small>	⑦
10/23 (火)	8:30～9:30	東大寺 視察	
	10:00～11:00	平城宮跡 視察	⑧
	12:00～	自由研修	
	19:00～21:00	理事長主催フェアウェルパーティ（総括報告） <small>備考 泊：ホテル日航関西空港</small>	
10/24 (水)	—	出国	



① (オリエンテーション) 今回の研修の趣旨やスケジュール等を説明し、各人の自己紹介を行う。初対面ながらも皆さん積極的に交流し、打ち解けあっていた



④ (大和ハウス工業) 展示場にて様々な福祉機器を実際に試着する。HAL® 腰タイプ介護支援用は、移乗介助のような介助動作において腰部にかかる負荷を低減することで、腰痛を引き起こすリスクを減らす



2 (国会議事堂) わが国の成り立ち、国の姿を知ることによって、国柄にも踏み込んで理解を深めてもらうことは大切。わが国における議会制民主主義や政治の安定は、天皇の存在と無関係ではないことを知る



3 (厚生労働省) 社会・援護局 地域福祉課長補佐より日本社会の構造変化と地域共生社会の実現に向けた取組について講義をうける



5 (新橋さくらの園) 研修室長より「日本の高齢化と高齢者介護」について講義をいただいた後、100名収容の個室ユニット等を見学する



6 (中間報告会) 参加者間の意見交換の機会を設けたところ、個別の福祉テーマについての各国実情などをチーム間で情報交換したいとの希望が寄せられた



7 (奈良県立障害者総合支援センター) 障害者のための機能訓練、就労にむけた能力向上支援の場、福祉住宅体験館等を見学する



8 (平城宮跡) 平城京は日本が初めて律令国家として成立をみた始まりの地。シルクロードを通じ中国はもとより遠く中央アジアやペルシャとの往来もあった。往時、天皇が遠来の使節と接見した大極殿は国際交流の象徴

● 訪日団実績

第 1 回	昭和 53 年 10 月	タイ	6 名
第 2 回	54 年 10 月	インドネシア	5 名
第 3 回	54 年 11 月	韓国	6 名
第 4 回	55 年 4 月	台湾	6 名
第 5 回	55 年 9 月	マレーシア	7 名
第 6 回	55 年 10 月	スリランカ	5 名
第 7 回	56 年 4 月	タイ	5 名
第 8 回	56 年 9 月	フィリピン	5 名
第 9 回	56 年 11 月	ネパール	5 名
第 10 回	57 年 4 月	台湾	5 名
第 11 回	57 年 5 月	インドネシア	5 名
第 12 回	57 年 10 月	シンガポール	5 名
第 13 回	58 年 4 月	韓国	5 名
第 14 回	58 年 5 月	スリランカ	5 名
第 15 回	58 年 9 月	バングラディッシュ	5 名
第 16 回	58 年 10 月	インド	5 名
第 17 回	59 年 4 月	マレーシア	5 名
第 18 回	59 年 5 月	ネパール	5 名
第 19 回	58 年 9 月	フィリピン	5 名
第 20 回	59 年 10 月	シンガポール	5 名
第 21 回	60 年 10 月	インドネシア、韓国、タイ、スリランカ	各 5 名
第 22 回	61 年 5 月	台湾	10 名
第 23 回	61 年 8 月	マレーシア、フィリピン、シンガポール	各 5 名
第 24 回	62 年 10 月	バングラデシュ、インド、ネパール、タイ	各 5 名
第 25 回	63 年 5 月	韓国、タイ、台湾	各 5 名
第 26 回	63 年 11 月	インドネシア、マレーシア、フィリピン	各 5 名
第 27 回	平成元年 5 月	韓国、シンガポール、台湾	各 5 名
第 28 回	元年 10 月	ネパール4名、バングラデシュ、インド	各 5 名
第 29 回	2 年 5 月	韓国、フィリピン、台湾	各 5 名
第 30 回	2 年 10 月	インドネシア、マレーシア、スリランカ	各 5 名
第 31 回	3 年 4 月	韓国 (5名)、台湾 (6名)	
第 32 回	3 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール	各 5 名
第 33 回	4 年 4 月	韓国、台湾、タイ、フィリピン	各 5 名
第 34 回	4 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア (各5名)、スリランカ (6名)	
第 35 回	5 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 36 回	5 年 11 月	バングラデシュ (4名)、インド、マレーシア、ネパール (各5名)	
第 37 回	6 年 4 月	韓国、マレーシア、フィリピン、台湾	各 5 名
第 38 回	6 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、スリランカ	各 5 名
第 39 回	7 年 4 月	インド、インドネシア、ネパール、タイ	各 5 名
第 40 回	7 年 11 月	フィリピン、シンガポール、韓国、台湾	各 5 名
第 41 回	8 年 4 月	インドネシア、マレーシア、シンガポール、スリランカ	各 5 名
第 42 回	8 年 9 月	バングラデシュ、インド、ネパール、パキスタン	各 5 名
第 43 回	8 年 11 月	韓国、フィリピン、タイ、台湾	各 5 名
第 44 回	9 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 45 回	9 年 7 月	マレーシア、ネパール、フィリピン、スリランカ	各 5 名
第 46 回	9 年 11 月	バングラデシュ、パキスタン (各5名)、インド、インドネシア (各4名)	
第 47 回	10 年 4 月	韓国、フィリピン、タイ (各5名)、台湾 (4名)	
第 48 回	10 年 9 月	マレーシア、ネパール、シンガポール (各5名)、パキスタン (4名)	
第 49 回	10 年 11 月	バングラデシュ、インド、インドネシア (各5名)、スリランカ (4名)	
第 50 回	11 年 4 月	韓国、フィリピン、タイ、台湾	各 5 名
第 51 回	11 年 9 月	インドネシア (4名)、マレーシア、ネパール、シンガポール (各5名)	
第 52 回	11 年 11 月	バングラデシュ、パキスタン、スリランカ (各5名)、インド (4名)	
第 53 回	12 年 4 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ	各 5 名
第 54 回	12 年 9 月	バングラデシュ (4名)、インド (3名)、ネパール、スリランカ (各5名)	
第 55 回	12 年 11 月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾 (各5名)	
第 56 回	13 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各 5 名
第 57 回	13 年 9 月	フィリピン、インド、ネパール、スリランカ	各 5 名
第 58 回	13 年 11 月	バングラデシュ、マレーシア、インドネシア、パキスタン	各 5 名



第 1 回招聘事業で来日したタイの社会福祉関係者一行。昭和 53 年 10 月

平成30年度 アジア諸国社会福祉関係者招聘事業

第 59 回	14 年 4 月	インドネシア、マレーシア、タイ (各5名)、パキスタン (4名)	
第 60 回	14 年 9 月	韓国、フィリピン (各5名)、台湾 (4名)、シンガポール (3名)	
第 61 回	14 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ (各5名)	
第 62 回	15 年 4 月	マレーシア、スリランカ (各5名)、ネパール、パキスタン (各4名)	
第 63 回	15 年 6 月	カンボジア、ラオス、ベトナム、モンゴル	各5名
第 64 回	15 年 9 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、フィリピン	各5名
第 65 回	15 年 11 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 66 回	16 年 4 月	バングラデシュ、フィリピン、シンガポール (各5名)、パキスタン (4名)	
第 67 回	16 年 6 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 68 回	16 年 9 月	インド、マレーシア、ネパール、スリランカ	各5名
第 69 回	16 年 11 月	インドネシア、韓国、タイ、台湾	各5名
第 70 回	17 年 4 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 71 回	17 年 6 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 72 回	17 年 9 月	フィリピン、インドネシア、マレーシア (各5名)、パキスタン (4名)	
第 73 回	17 年 11 月	バングラデシュ、インド、スリランカ (各5名)、ネパール (4名)	
第 74 回	18 年 4 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 75 回	18 年 5 月	韓国、フィリピン、シンガポール、台湾	各5名
第 76 回	18 年 9 月	インドネシア、ネパール、タイ (各5名)、パキスタン (4名)	
第 77 回	18 年 11 月	バングラデシュ、インド、マレーシア (各5名)、スリランカ (4名)	
第 78 回	19 年 4 月	インドネシア、韓国、フィリピン、台湾	各5名
第 79 回	19 年 5 月	カンボジア、ラオス、マレーシア、ベトナム	各5名
第 80 回	19 年 9 月	バングラデシュ、インド、パキスタン、スリランカ	各5名
第 81 回	19 年 11 月	ブータン、モンゴル、ネパール、タイ	各5名
第 82 回	20 年 4 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、ベトナム	各5名
第 83 回	20 年 5 月	インドネシア (4名)、マレーシア、パキスタン、フィリピン (各5名)	
第 84 回	20 年 9 月	韓国、シンガポール、タイ、台湾	各5名
第 85 回	20 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
第 86 回	21 年 4 月	韓国、モンゴル、フィリピン、台湾	各5名
第 87 回	21 年 5 月	カンボジア、ラオス、ベトナム (各5名)、タイ (4名)	
第 88 回	21 年 9 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、シンガポール	各5名
第 89 回	21 年 11 月	バングラデシュ、インド、ネパール、スリランカ	各5名
第 90 回	22 年 4 月	バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 91 回	22 年 5 月	韓国、フィリピン、台湾 (各5名)、ベトナム (4名)	
第 92 回	22 年 10 月	インド、ネパール各 (4名)、スリランカ、タイ (各5名)	
第 93 回	23 年 5 月	インド、インドネシア、マレーシア、フィリピン	各5名
第 94 回	23 年 9 月	カンボジア、ラオス、モンゴル、タイ	各5名
第 95 回	23 年 11 月	シンガポール、スリランカ (各4名)、ベトナム、台湾 (各5名)	
第 96 回	24 年 4 月	インドネシア、マレーシア、パキスタン、タイ	各5名
第 97 回	24 年 5 月	フィリピン、シンガポール、ベトナム、台湾	各5名
第 98 回	24 年 9 月	バングラデシュ、ネパール、スリランカ	各5名
第 99 回	25 年 4 月	インドネシア、モンゴル、シンガポール、台湾	各5名
第 100 回	25 年 5 月	カンボジア、インド、ラオス、ミャンマー	各5名
第 101 回	25 年 11 月	バングラデシュ、ネパール、スリランカ (各5名)、パキスタン (4名)	
第 102 回	26 年 4 月	フィリピン、台湾、タイ、ベトナム	各5名
第 103 回	26 年 5 月	バングラデシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 104 回	26 年 10 月	インド、ミャンマー、ネパール、スリランカ	各5名
第 105 回	27 年 4 月	シンガポール、台湾、タイ、ベトナム	各5名
第 106 回	27 年 5 月	インドネシア、マレーシア、モンゴル、フィリピン	各5名
第 107 回	27 年 10 月	カンボジア、ネパール (各5名)、インド、ラオス (各4名)	
第 108 回	28 年 4 月	バングラディッシュ、インドネシア、マレーシア、パキスタン	各5名
第 109 回	28 年 5 月	フィリピン、シンガポール、台湾、ベトナム	各5名
第 110 回	28 年 10 月	インド、ネパール、スリランカ、タイ	各5名
第 111 回	29 年 4 月	バングラデシュ、インドネシア、パキスタン、ベトナム	各5名
第 112 回	29 年 5 月	インド、モンゴル、台湾、タイ	各5名
第 113 回	29 年 10 月	ブータン、カンボジア、ラオス、ミャンマー	各4名
第 114 回	30 年 4 月	バングラデシュ、インド、インドネシア、タイ	各4名
第 115 回	30 年 5 月	ミャンマー、フィリピン、台湾、ベトナム	各4名
第 116 回	30 年 10 月	マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポール	各4名

計 1,913名



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日(日) 会場：新宿文化センター



「第39回日本定住難民とのつどい（愛と感謝のフェスティバル）」は秋晴れに恵まれた11月4日（日）午後、新宿区立新宿文化センターで開催されました。

「日本定住難民とのつどい」の始まりは1982年1月に遡ります。「ベトナム戦争」終結後、インドシナ半島では共産主義政権から政治的迫害を受けた難民が大勢発生していました。彼らの多くは小さなボートに乗って海に逃げましたが、運良く他国の船に救助された“ボート・ピープル”が日本にもやって来ました。

彼らは苦勞の末、漸くわが国での定住が認められました。しかし家族と別れ、財産を失い、異国にあって失意

の底から這い上るための新しい生活が始まったばかりでした。そのような状況下「日本人はインドシナ難民に温かい眼差しを注いでいるよ、だから困難を克服してください」という願いを込め、1982年に兵庫、神奈川、東京の3ヶ所において「定住インドシナ難民を励ます会」を開催したのです。さて、当財団では1979年11月に難民事業本部を設置して以降、ベトナム、ラオス、カンボジアの三国からの難民（インドシナ難民）の日本定住支援を行っており、また、2003（平成15）年からは難民条約に基づいて難民と認定された方（所謂「条約難民」）のための定住支援を、更に2010年からは国連からの要請を受

披露されたアトラクション



Oversea Karen Organization



NPO 法人在日カンボジアコミュニティ舞踊教室



在日本ラオス協会



群馬県在住ベトナム青年団

け、タイやマレーシアに滞留するミャンマー難民を対象に「第三国定住計画」による一定数の難民への定住支援も開始しました。

日本に定住した方々がこの先も困難を克服し、「日本に来てよかった」と実感してもらうためには、日本人一人ひとりがこの問題についてより深い理解を持つとともに、社会全体で難民の人たちを勇気づけてゆくことが大切です。そのためこの催しはもっと多くの人たちに定住した元難民のこゝについて正しく知ってもらい、彼らが希望をもって職場や地域社会のため積極的に参加するための動機づけをめざしています。

同時に元難民の方々が異国の地で誇りをもって生きてゆくためには、自国文化を次世代に継承してゆくことも必要です。ベトナム、ラオス、カンボジア、ミャンマー等の元難民の人たちが、この催しでそれぞれの民族に伝わる踊りや歌、芸能などを披露してもらうことがその後押しとなっています。と同時に、地域の住民の方々がこの催しに参加して定住者の母国の文化を知ってもらうとさらに意義が深まるでしょう。

第一部の式典では難民を積極的に雇用していただいた企業や協力者に対して感謝状を、また、他の模範になる定住者には表彰状を、それぞれ藤原理事長から授与しました。今回、定住者2名の受賞者を代表して挨拶したCING HAU LUNさんは、仕事の傍ら日本語能力検定の取得をしたことや、職場での努力や同胞の支援状況などを生き生きと語り、来場者へ感銘を与えました。

来賓として和田雅樹法務省入国管理局長、大鷹正人外務省総合外交政策局審議官、川内敏月UNHCR駐日事務

所副代表らにご出席いただき、祝辞を賜りました。また共催者である新宿区からは公務が重なってしまった区長に代わり寺田好孝副区長が出席され、心強い激励の言葉を贈っていただきました。

第二部では難民の人たちを励ますため、地元から新宿区立西新宿小学校音楽・たいこクラブの子どもたちが「ぶち合わせ太鼓」「西新宿屋台囃子」を和太鼓の音を力強く響きわたらせてくれました。

次いで、定住者グループによる祖国文化が香るミャンマー、カンボジア、ラオス、ベトナムの歌や踊り、イリュージョンマジックMASAKIの華麗なパフォーマンスもあり、皆で終日楽しい時間を過ごしました。

約1万1,000人余りのインドシナ難民のほか、条約難民や第三国定住難民の方々がわが国で生活しています。この催しの模様はニュースで報道されましたが、メディアを通じて難民の人たちを報道してもらい、沢山のひとたちに難民問題について改めて考えていただくことも大切であると考えております。

来年2019年は、当財団の創立50周年、また難民事業本部の設置40周年にあたる節目の年であり、この「日本定住難民とのつどい」も40回目を迎えます。一層意義深いものとするため、内容を創意工夫し引き続き開催してまいりますので、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

公益財団法人アジア福祉教育財団 事務局長
安細 和彦



イリュージョンマジック MASAKI



参加した多くの人たちが日交を温める機会となっている



協力いただいているハウス食品グループよりご提供いただいた商品を渡す



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日（日） 会場：新宿文化センター



開催報告

1. 開催趣旨

第一部式典は、模範となる難民定住者を表彰すると共に、日頃から難民の定住促進に対して支援・協力いただいている難民の雇用主、支援協力者等に感謝状を贈呈し謝意を表す。

第二部アトラクションでは、定住難民がそれぞれ母国への想いを民族舞踊の披露などで表現する様子を通じて、国民一般に日本に定住する難民の状況を広く理解してもらう。

- 主催**：公益財団法人アジア福祉教育財団
- 共催**：新宿区、公益財団法人新宿未来創造財団
- 後援**：難民対策連絡調整会議、法務省、外務省、厚生労働省、文化庁
- 協賛**：日本新聞協会、日本放送協会（NHK）、日本民間放送連盟
- 協力**：ハウス食品グループ
- 日時**：平成30年11月4日（日）13時～16時
- 場所**：新宿区立新宿文化センター 1階大ホール（新宿区新宿6-14-1）

2. 実施結果

(1) 懇談会

(2) 式典

(イ) 主催者挨拶

公益財団法人アジア福祉教育財団
 理事長 藤原正寛

(ロ) 共催者挨拶（敬称略）

新宿区長 吉住健一
 代理出席 副区長 寺田好孝

(ハ) 来賓挨拶（敬称略）

法務省 入国管理局長 和田雅樹
 外務省 総合外交政策局審議官 大鷹正人
 国連難民高等弁務官事務所駐日代表 ダークヘベカー
 代理出席 駐日副代表 川内敏月

(ニ) 表彰（敬称略）

難民雇用事業所（感謝状贈呈） 株式会社ファーストリテーリング
 支援協力者（感謝状贈呈） 社会福祉法人さぼうと21
 模範難民定住者（表彰状授与） CING HAU LUN
 ホアントロンビン

(3) アトラクション

ぶち合わせ太鼓・西新宿屋台囃子 新宿区立西新宿小学校音楽・たいこクラブ
 ミャンマー民族舞踊 Oversea Karen Organization
 カンボジア民族舞踊 NPO 法人在日カンボジアコミュニティ舞踊教室
 ラオス民族舞踊 在日本ラオス協会
 ベトナム民族舞踊 群馬県在住ベトナム青年団
 イリュージョン マジック MASAKI



日頃から財団の活動を支えてくださっているの方々をお招きして懇談会を開催

（参加者：約1,000人）

主催者挨拶

開会の辞

アジア福祉教育財団
理事長 藤原 正寛



アジア福祉教育財団理事長の藤原正寛でございます。
第39回「日本定住難民とのつどい」を開催するにあたり、ご挨拶を申し上げます。

本日はご多用中のところ、ご参集いただき厚く御礼申し上げます。特に、この催しや財団の諸事業に対し、いつも惜しみないご支援、ご協力を賜っている法務省の和田入国管理局長、外務省の大鷹外交政策局審議官をはじめとするご来賓の皆様には、何かと行事の多いこの時期、ご臨席を賜り深く感謝申し上げます。さらに共催者の新宿区の吉住区長にはこの行事に毎年惜しみないご協力をいただいておりますが、本日はどうしても出席せざるを得ない重要な公務が重なっているとのことで、寺田副区長に代わってご臨席いただいております。

わが国はこれまで1万1千人以上のインドシナ難民、700人余りの条約難民、そして2010年からは170人以上の第三国定住難民の方々も受け入れてきました。こうして日本に定住された皆さんは、祖国でのつらい経験を乗り越えて、日本において日々懸命にご努力され、地域社会における有為な人材として活躍されていることを大変嬉しく思います。2011年の東日本大震災や本年の西日本豪雨の際にも、被災市民救援のボランティアとして活動されるなど、「良き市民」としての活動を、積極的に実践されている方も多くおられる、と承知しております。こうして、定住者の方々が地域に受け入れられ、根付くことが、地域の豊かさにつながっていく、という姿が、正に現実のものとなっているのではないのでしょうか。お集まりの皆様にも、本日のプログラムを通じて、定住者の方々、そして関係者の方々のご努力と、その成果の一端に触れていただけるものと思います。

現在、難民問題は世界中の大きな関心を集めています。今年も国連において、大規模な難民危機への、国際社会の対応強化のための、「難民に関するグローバル・コンパクト」の採択へ向けた議論が行われており、難民問題に対する、各国の連携・協力がますます重要になってきています。我が国が国

際社会の一員として、これからも難民問題の解決のための貢献を行い、アジア諸国を始めとする、世界の国々から信頼される国であり続けることは、非常に重要であると考えております。

アジア福祉教育財団は、1969年に、ベトナムをはじめとする、アジア諸国の孤児や難民等を支援するために設立されました。また当財団の難民事業本部は、1979年の設置以来、政府の委託を受けて、難民の方々の日本での定住のための支援や、難民認定申請者の方々への救援を行ってまいりました。来年には財団設立50周年、また難民事業本部設置40周年という節目の年を迎えます。日頃より難民の方々への思いを寄せ、各種支援にご理解、ご協力を頂いている皆様のおかげで、ここまで活動を続けることができました。今後も定住された難民の方々に、「日本に来てよかった」と思っていただけのように、心のこもった支援を続けてまいります。本日お集まりの皆様にも、これまでと変わらぬ温かいご支援、ご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

本日の「日本定住難民とのつどい」では、第一部の式典において、他の模範となる定住者の方を表彰するとともに、定住者のためにご尽力くださった方々に、感謝状を贈らせていただきます。また、第二部では、定住者の方々の歌と祖国の民族舞踊のほか、アトラクションをご観覧いただきながら、楽しいひと時を過ごしていただければ幸いです。この「日本定住難民とのつどい」が、少しでも定住者の方々の励みになることを願うとともに、皆様のご厚意に感謝と敬意を表し、ご挨拶と致します。



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日(日) 会場：新宿文化センター



共催者挨拶



新宿区副区長
寺田 好孝 氏
(吉住 健一 区長代理)

ただいまご紹介いただきました、新宿区副区長 寺田好孝です。新宿区長吉住健一は本日やむを得ず欠席のため、私が吉住区長の挨拶を代読させていただきます。

本日は、「第39回日本定住難民とのつどい」の開催、誠にありがとうございます。

藤原理事長をはじめ、公益財団法人アジア福祉教育財団並びに多くの関係者の皆様方が、長きにわたり幅広く難民の方々への支援事業にご尽力され、多くの実績を残されておられることに、改めて敬意を表します。

さて、本日ご参加されている難民の皆様は、言葉や文化、生活習慣の違う日本で生活の基盤を築いていくために、これまで大変な努力を重ねてこられたことと思います。そうしたご苦勞や困難を乗り越えてこられた皆様に心から敬意を表します。

現在、新宿区には135の国や地域の、4万3千人を超える外国人住民の方が暮らし、区の人口の12%以上になります。新宿区では、国籍を問わず、同じ地域で生活する方々が、互いに交流し、顔の見える関係を築いていけるよう多文化共生の取り組みを推進しています。

また、第三国定住難民の受け入れ事業も行っており、今年度も9月に第9陣の5家族22人の方が来日されています。RHQ支援センターにより180日間の定住プログラ

ムが区内で実施されています。今後の地域での自立を目指して、区が児童の学校体験に協力しているほか、地元町会が地域のお祭りに招待するなど幅広い支援をさせていただいています。これらの交流を通して、地域においても多様な文化に触れる貴重な機会となっています。

この後、第二部では難民の皆さんの民族舞踊など多彩なアトラクションが予定されており、今年には新宿区立西新宿小学校の児童による太鼓の演奏もごぞいます。このように難民の皆さんとその皆さんを支えてこられた多くの方々が一堂に会し、共に楽しく有意義な時間を過ごされる「日本定住難民とのつどい」を、毎年この新宿文化センターで開催できることを嬉しく思っています。これからも日本での生活にはいろいろとご苦勞があると思いますが、本日は存分に楽しんでいただいで、明日からの活力を養っていただければと思います。

結びに、今後もアジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様方のますますのご活躍と、本日ご出席の皆様方のご健勝を心からお祈りいたしまして、挨拶いたします。



新宿区立西新宿小学校 音楽・たいこクラブの華やかな幕開けでスタート

来賓挨拶



法務省入国管理局長
和田 雅樹 氏

本日ここに「第39回日本定住難民とのつどい」が開催されるに当たり、一言御挨拶申し上げます。

まずはじめに、公益財団法人アジア福祉教育財団の綿貫顧問、藤原理事長を始め職員の方々、難民の受入事業の維持・向上に御助力いただいている新宿区の方々、民間事業所並びに民間ボランティアの方々、多くの皆様の御尽力に対し、心から敬意と感謝の意を表します。

また、難民の皆様方には、祖国から遠く離れたこの日本において、言葉や文化の違いを始めとする日常生活上の様々な苦難を克服され、日本社会にしっかりと溶け込んで、その一員として各方面で活躍されていることに対し、心から敬意を表します。

さて、世界に目を向けますと、シリアをはじめとする各地の深刻かつ長期的な人道危機により、国際社会は第二次世界大戦以降、最大の難民・避難民の数に直面し続けており、難民・避難民の問題は依然として非常に大きな人道的課題となっております。

我が国は、1978年以降、今日までに、1万1千人を超えるインドシナ難民、700人を超える条約難民の方々を受け入れてきました。また、2010年からは第三国定住による難民の受入れを開始し、これまでに44家族174名の方々を受け入れております。

今日、我が国において、これらの方々の定住が進んでいるのも、難民の皆様方一人一人の御努力によることは

もちろんのこと、アジア福祉教育財団難民事業本部が実施する日本語教育や就職のあっ旋など、難民事業本部の職員の方々によるきめ細やかな対応や地方自治体の皆様の御尽力、さらに地域社会における民間事業所や民間ボランティアの皆様の献身的な御支援・御協力の賜物であります。

我が国がインドシナ難民の方々をお迎えしてから40年、我が国において難民条約が発効してから36年の年月が経ち、また第三国定住制度によりミャンマー難民の方々をお迎えしてから10年近くの年月が経ちますが、その間の様々な交流を通じて培われた共生の経験が、日本社会において難民の受入れに関する理解を深める土台になってきたと思います。

時の流れとともに、我が国でお生まれになった世代の方々も地域社会に根ざし、社会に貢献する活躍をされていることと存じますが、共生の輪が新たな世代にも受け継がれ、より一層育まれることで、難民の受入れに関する理解が広まるものと固く信じております。

法務省におきましては、これまでの難民受入れに関する経験を活かし、また、ここにおられる皆様方が祖国を離れざるを得なくなった諸事情にも思いを致しながら、今後も人道的な視点を大切にした難民認定行政を進めてまいり所存であります。

最後になりましたが、アジア福祉教育財団を始めとする関係者の皆様の、なお一層の御発展と御活躍をお祈り申し上げますとともに、我が国に定住された難民の皆様が、今後とも母国の伝統と文化に誇りを持ちつつ、我が国社会において一層安定した生活を営まれますよう心から祈念して、私の挨拶といたします。



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日(日) 会場：新宿文化センター



来賓挨拶



外務省総合外交政策局審議官
兼国連担当大使
大鷹 正人 氏

外務省総合外交政策局審議官の大鷹でございます。「第39回日本定住難民とのつどい」の開催に当たり、外務省を代表して、ひとこと御挨拶させていただきます。

はじめに、我が国に定住した難民の皆様を励まし、多くの支援者の皆様に感謝の気持ちをお伝えるこの「つどい」が、主催者の公益財団法人アジア福祉教育財団並びに共催者の新宿区及び公益財団法人新宿未来創造財団の御尽力により長きに渡り開催され、今回で39回目を迎えられたことに心から敬意を表します。

これまで日本に1万数千人の難民の方々が定住され、日本が難民の方々の定住受入れを開始した頃から今日までに、長い年月が経過しました。

難民の皆様は、それぞれの御事情により祖国を離れ、風土や文化、言語や生活習慣の異なる日本で生活基盤を築かれました。ここに至るまでには、相当な御苦勞があったことでしょう。皆様が幾多の困難を克服され、日本社会の一員として立派に御活躍されていることに深く敬意を表します。

日本では、国際貢献及び人道支援の観点から、第三国定住によりミャンマー難民の方々を受け入れております。9回目の受入れとなった今年度は、9月26日に5家族22名の難民の方々が来日され、現在、ここ新宿区で自立定住に向けた研修を受講されております。新宿区の皆様方の長年にわたる御理解、御協力に感謝申し上げます。

外務省は、関係機関の御協力を得ながら条約難民や第三国定住難民の皆様方への定住支援プログラムを行っております。このプログラム期間中には、難民の方々が町内会の行事に参加するなどして、積極的に地域社会との交流を深めていると伺っております。こうした地域の皆様との交流は、難民の方々の心に残り、定住先での生活に大いに役立っております。地域の皆様方の御厚意に大変感謝しています。

我が国に定住された難民の方々が、今後も日本で元気に御活躍されること、そして、御自身の夢をかなえられることを心より願っております。我々外務省といたしましても、引き続き、そのための支援をさせていただきます。

最後になりましたが、本日ここにお集まりの皆様方の御健勝、御多幸を心からお祈りしつつ、私からの御挨拶、本日のお招きへの御礼とさせていただきます。ありがとうございました。



ホールの前では難民問題を理解するためのパネルや冊子を展示。日本語教材を熱心に見入る難民の人たち



国連難民高等弁務官事務所
駐日副代表
川内 敏月 氏
(ダーク ヘベカー 駐日代表代理)

本日は貴重な祝典の場でのご挨拶の機会を頂戴し、誠にありがとうございます。

本日会場にお越しになった方々は、難民支援に従事されている方々が多く、既にご存知かと存じますが、現在、世界で暴力・紛争・迫害により故郷を追われている人々の数は、戦後最大の6,850万人以上にもものぼります。難民や避難民を生み出す状況の長期化が見られるのと同時に、新たな紛争や迫害が見られる国や地域も、残念ながら無くなることはありません。

そのような難しい状況が続く中、世界中の故郷を追われた人々に対して継続的な支援を行ってきた日本に対し、感謝申し上げます。そして、日本が今後も引き続き人道の分野においてリーダーシップを発揮されることを私どもは期待しております。

難民が、ある国で受け入れられる、ということは、様々な権利を付与し、基本的なニーズが満たされ、社会統合が実現する、という、受入国の多くの人々や団体に関わる一連のプロセスです。今年採択が予定されている「難民に関するグローバルコンパクト」においても、多岐におけるステークホルダーの関与を基にした包括的な難民対応が強調されています。

同時に、難民は、受入国または共同体に新しい知見や専門性を持ち込むことで、その文化的多様性を通じて社会に寄与することができます。またこのような文化的貢

献だけでなく、難民は経済的・社会的・知的側面からも受入国のコミュニティにさまざまな貢献をすることができます。

日本にも様々な国から来た素晴らしい難民がいます。難民の多くは、基本的な日本語を習得し、仕事を見つけるだけでなく、新たなビジネスをはじめたり、大学へ進学したりしています。こうした機会により、これまで想像することが難しかった未来に向けた選択肢を広げていきます。しかし、未来に向けた選択肢は自然に広がるものではありません。日本で学び、働き、そして、生活をしていく過程において、難民には多くの努力が必要とされています。

この場をお借りし、難民が日本において効果的に社会統合をするうえで、これまで長年の間支援をおこなってきた関連省庁、地方自治体、NGOや教育機関などに代表される市民社会、アジア福祉教育財団難民事業本部、また様々な立場で支援をされてこられた個人の方々に対し、感謝申し上げます。同時に、これまで努力をされてきた難民の皆様を祝したいと思います。

UNHCRは、難民の皆様がJapanese Dreamを実現できるよう日本の皆様とともに、ひきつづき連携していくことを述べさせていただき、ご挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。



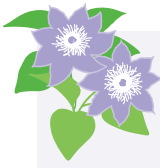
それぞれの民族に伝わる踊りや文化を次世代に継承している



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日（日） 会場：新宿文化センター



祝電の紹介

日本に定住された難民の皆様、内閣総理大臣の安倍晋三です。本日、難民の方々の受入れにお力添えをいただいている皆様の御尽力の下、「第39回日本定住難民とのつどい」が盛大に催されますことを、心からお慶び申し上げます。

私は2年前、国連で開催された「難民及び移民に関する国連サミット」に出席し、難民・移民の自立に向けた包括的支援について議論しました。その結果、国際的な責任分担と協力を謳う「ニューヨーク宣言」が採択されました。これを踏まえ、近く国連総会において、難民問題に国際的に取り組む上で重要な指針となる「難民グローバル・コンパクト」が採択される予定です。

様々な御事情により祖国を離れ、ここ日本に定住された難民の皆様は、風土や文化、言語や生活環境の異なる中で、並々ならぬ御苦勞をされてこられてきたことと思います。それらを乗り越え、日本でしっかりと自立した生活を送られていることに、心から敬意を表します。「難民」という言葉は、困難に直面した人を意味しますが、皆様は既に「難民」としてではなく、我が国で立派な社会の一員として生活されている、またはそうした生活を目標に頑張っておられると拝察します。

より良い定住の実現のため、公益財団法人アジア福祉教育財団を始め、難民の皆様の定住支援に取り組んでこられた地方公共団体や雇用主の方々、支援団体の方々など多くの関係者の皆様に、改めて深く御礼申し上げます。政府といたしましても、引き続き関係者の皆様としっかりと協力し合いながら、定住難民の皆様を支えるべく尽力してまいります。

本日は、日本の太鼓演奏と難民の皆様の祖国の民族舞踊の相互披露などを通じて、互いの文化を理解し合う良い機会となるものと期待しています。この場には多様な国籍の方々や日本の支援者がおられますが、こうした文化交流を通じて互いの良いところを学び合い、理解を深めることで、日本での定住生活がより良いものとなっていくことを期待しております。

本日御出席の皆様の一層の御健勝、御活躍を心より祈念し、私の祝辞とさせていただきます。

内閣総理大臣 安倍 晋三

本日、「第39回日本定住難民とのつどい」が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

我が国で生活されている難民の皆様には、それぞれの事情により母国を離れざるを得なくなった後、言葉や文化、生活環境の異なる日本において、様々な困難を乗り越えて新たな生活の場を築かれ、今日、日本社会の一員として活躍されていることに深く敬意を表します。

近年、我が国に在留する外国人の方々は年々増え続けており、本年6月末時点で過去最高の約260万人となっております。そして、我が国に在留する外国人の方々の一層の増加が見込まれる中、我が国で働き、学び、生活する外国人の方々の受入れ環境を整備することによって、外国人の方々の人権が護られ、外国人の方々が日本社会の一員として円滑に生活できるようにしていくことの必要性が益々高まっています。

我が国がインドシナ半島から難民の方々をお迎えし、難民の受入れが始まってから40年の歳月が経ち、この間、多様な文化、経験、価値観を有する難民の皆様は、母国の文化を大切に継承されながらも、日本社会に溶け込み、相互理解を深めてきました。

また、日本で生まれになった世代の方々も社会の様々な場面で活躍されていると聞き及んでおります。

難民の皆様は、正に日本が取組を強化していこうとしている共生社会実現の先駆者です。そのような経験から、今後も、我が国で働き、学び、生活する外国人の方々の良きお手本となるよう、皆様の更なる御活躍を心より祈念いたします。

また、公益財団法人アジア福祉教育財団、地方公共団体、そして民間の関係者の皆様方には、長年にわたり難民認定行政への御理解と難民支援事業への御尽力を賜っておりますことに、心から敬意と感謝の意を表したいと思っております。

本日お集まりの皆様方の御健康と、今後のますますの御発展を祈念いたしまして、私の祝辞とさせていただきます。

法務大臣 山下 貴司

本日の「第39回日本定住難民とのつどい」の開催を心からお喜び申し上げます。

公益財団法人アジア福祉教育財団を始め、多くの関係者の皆様によって、難民の方々が日本に定住するための御尽

力がなされてきたことに対し、心からの敬意を表します。

また、難民の皆様が、それぞれの事情により祖国を離れ、並々ならぬ努力をされながら、言語や文化、生活環境の異なる日本において御活躍されていることに深く敬意を表します。

最近の国際社会の動きとしては、世界的に難民の数がなお増加傾向にある中であって、難民問題に取り組む上で重要な指針となる「難民グローバル・コンパクト」が、近く国連総会において採択される予定です。このような国際的認識の高まりを踏まえ、日本においても第三国定住による難民の受入れ事業における受入れ対象等を見直すことを考えております。

また、第三国定住事業においては、昨年度から難民の定住先を、地方を含めた全国へと展開する取組を始めました。その結果、昨年度受け入れた難民8家族のうち5家族は広島県呉市に定住し、3家族は神奈川県藤沢市に定住しています。本日のつどいにおいても、難民の方を雇用していただいている企業を始めとして、様々な支援に携わっていただいている多くの関係者の方々が参加されております。こうした取組に御関心のある地方自治体や企業の方々は、是非積極的に御検討いただければと思います。

最後になりましたが、公益財団法人アジア福祉教育財団並びに難民支援に御尽力されている関係諸団体の一層の御発展をお祈り申し上げます。

外務大臣 河野 太郎

本日、「第39回日本定住難民とのつどい」が開催されますことを心からお祝い申し上げます。

お集まりの日本に定住された皆様は、言葉や生活習慣の異なる日本で幾多の困難があったことと思いますが、それを乗り越え、職場や家庭、地域で御活躍されていることと思います。今日までの皆様の御努力に深く敬意を表します。

また、関係機関や事業主の皆様には、日頃より難民の方々の雇用について温かい御理解と厚い御支援をいただいていることに心から感謝いたします。更に、難民の方々に対する就労支援については、公益財団法人アジア福祉教育財団の皆様が御尽力を重ねて感謝申し上げます。

厚生労働省としても、難民の方々が自らの能力を十分発揮され、定住された地域社会で安心して働くことがで

きるよう、引き続き支援に努めていきます。

今日お集まりの皆様のご今後一層の御発展と御活躍を心からお祈りして、お祝いの言葉といたします。

厚生労働大臣 根本 匠

本日ここに、「第39回日本定住難民とのつどい」が、多くの皆様に御出席いただき、開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

難民の皆様がこれまで多くの御苦勞に遭われ、数々の苦難を乗り越えるために努力を重ねてこられたことは想像に難くありません。また、難民を支援されている関係者の皆様のご長年にわたる御尽力には、計り知れないものがござります。ここに、難民及び関係者の皆様に深く敬意を表します。

さて、本年6月20日の世界難民の日に寄せたメッセージで、アントニオ・グテーレス国際連合事務総長は、「私たち全員が、更なる支援としてどのようなことができるのかについて考えなければなりません。その答えは、結束と連帯から始まります。」と述べています。

この「つどい」は、日頃から難民の定住促進に対して御支援・御協力いただいている難民の雇用主や支援協力者等の皆様に謝意を表し、また、定住難民がそれぞれ母国への思いを民族舞踊の披露などで表現することを通して、広く国民一般に日本に定住する難民の状況を理解していただくことを目的としているものです。これは正に事務総長が語る「結束と連帯」を具現化したものと言えるでしょう。

本日は表彰を受けられます難民の皆様、感謝状を贈呈されます雇用主・支援協力者の皆様に心からお祝いを申し上げますとともに、これを契機に、より一層の友好親善に御尽力いただきますことを祈念いたします。

文化庁におきましても、難民の皆様が我が国において安心して生活できるよう、引き続き、日本語学習に関する相談をはじめとする様々な日本語教育の支援を実施してまいります。

結びに、公益財団法人アジア福祉教育財団の一層の御発展と本日御参集の皆様のご今後ますますの御健勝と御多幸を心よりお祈り申し上げます、お祝いの言葉とさせていただきます。

文化庁長官 宮田 亮平



第39回

日本定住難民とのつどいの開催

開催日：2018年11月4日（日） 会場：新宿文化センター



表彰者代表挨拶



模範難民定住者代表
**CING HAU
LUN 氏**

みなさま、こんにちは。ただ今、ご紹介に預かりました、ミャンマー出身のチンハウルンと申します。この度は、アジア福祉教育財団より栄えある賞をいただき、感謝いたします。これも日本政府、国際機関並びにファーストリテイリング社をはじめとする関係者の皆様のご支援のお蔭であると、心より厚くお礼申し上げます。本日は誠に僭越ながら、受賞者代表として御礼の言葉を述べさせていただきます。

私は2013年4月から半年間、アジア福祉教育財団の難民事業本部が実施する定住支援プログラムを受講し、日本語を学習しました。それまでもある程度の日本語は理解できましたが、体系的に学習することで、日本語力を大きく向上させることが出来ました。その時お世話になった先生方は今でも私に力をくれる大切な存在です。

その後、難民事業本部の就労支援を通じて、ユニクロ

にインターンとして採用され、4か月後には準社員に、そして翌年には難民出身者として初めての正社員となることができました。当初、接客業務をする上では日本語の語彙や漢字は十分ではありませんでしたが、会社の同僚一人一人がやさしく、読めない字の読み方や意味を教えてくださいました。私自身も日々の日本語の勉強を欠かさず続けることによって、日本語能力を高め、ついに日本語能力検定1級に合格することができました。苦勞もありましたが、周りの人々、関係する皆様のおかげで今は店長代行を務めるまでに至っています。

私自身の力だけでここまで来ることができた訳ではありません。周囲の方々の理解や手助け、励ましが大きな力になりました。だからこそ、自分だけが大変で、辛いのではなく、社会全体は繋がっていて、お互いに理解し、助け、励ましあうことが大切だと感じ、恩返しとして色々な所で難民について話をしたり、コミュニティで活動したりしています。

私は皆で助け合う、周りの人のことを気遣う、ということは生きていく中で欠かせないことだと信じており、本日の機会を得て職場や社会にもっと貢献できるようになりたいとの考えを新たに致しました。

最後に日本と世界の平和をお祈りし、感謝のご挨拶といたします。ありがとうございました。



受賞者、来賓の方々と役員等

表彰理由

氏名	住所
CING HAU LUN	東京都
<p>2013年にRHQ支援センターのあっ旋でユニクロ・アトレ亀戸店での職場適応訓練を経て就職、入店後は人一倍の努力を重ね続けて、見事に日本語能力試験N1を合格した。また、入社後わずか1年ほどで「地域限定正社員」に登用されると、その後は順調に実績を積み重ね、現在は同店舗で店長代行を務めるまでに成長した。</p> <p>日本の難民への支援の活性化のための啓蒙・啓発活動等にも積極的に協力している。UNHCRなどの要請で中学や高校を訪問して出張授業を行い、難民の立場から自身の実体験を発表して、難民を身近に感じてもらい、難民への理解を深めてもらうための活動などにも積極的に協力している。</p> <p>また、啓発活動以外では、ボランティア精神が旺盛で社会貢献を行い、敬虔なキリスト教徒として、同胞のミャンマー・チン族が集う教会で毎週奉仕活動に勤しんでいる。教会の活動を通じて物心両面から同胞を支える献身的な姿勢が、同胞の心を打ち、同時に厚い信頼を得ることに繋がっている。</p>	

氏名	住所
ホアン トロン ビン	群馬県
<p>叔母一家と共に「ポート・ピープル」として日本に1982年2月14日に入国。長崎県大村市にある難民一時レセプションセンターに滞在後、長崎市内の修道院で生活をした。その後、群馬県前橋市在住の「あかつきの村」の石川神父に声をかけられ群馬県伊勢崎へ転居。</p> <p>電機会社に27年間務めた後、いくつかの企業の要請により企業研修生のためのベトナム語通訳、生活指導員として勤務する。8年前には自宅を事務所にして「在日生活コンサルティング」という人材派遣業を設立し、同国人等の雇用確保に努めている。</p> <p>また、この経験がかわれ、伊勢崎市国際化の協力者として市主催の定例会議、交流会イベントの企画と現場の世話役を務めている。主に文化交流の一環として日本文化を学んだり、外国籍の人との文化交流行事では、ブラジルやフィリピンの人たちにも呼び掛けて、イベント成功の立役者として自治体関係者等から高い評価と信頼を得ている。昨今、難民の第一世代が中心となり二世、三世の若者の国際交流を推し進め、そうした若者による母国の民族舞踊を披露するなど日越の若者が絆を深めている。若者を中心としたグループではサッカーの交流試合の開催など、二世、三世の健全な育成と仲間作りにも尽力している。</p>	

協力者名	種別	所在地
株式会社ファーストリテイリング 代表取締役会長兼社長 柳井 正	衣類販売業	東京都
<p>これまで計33名の難民を雇用し（第三国定住難民8名及び条約難民25名）難民の生活安定において極めて高い貢献をしている。職業経験のない難民に対しても、きめ細やかな技術指導を実施し、これまで第三国定住難民の中で一人の退職者も出さずことなく定着を果たしている。</p> <p>また、UNHCRと2011年よりパートナーカンパニーの提携契約を結び、難民キャンプへの衣料寄贈や、難民の自立支援のサポートなどを継続的に行っており、日本を含む全世界で65名の難民雇用を行っている。（2018年4月現在）</p> <p>難民の就労支援を行うための担当者を同社サステナビリティ部の中に配置し、同担当者が難民の就労店舗に訪問して、勤務する難民と定期的に面談を行い、仕事の相談に乗っている。また、採用後のサポートも、店舗での日常的な職場内訓練のほか、入社前後に複数回のユニクロ本部にて研修を行い、勤務店舗での業務で使う日本語の学習支援も行っている。</p>		

協力者名	種別	所在地
社会福祉法人さぼうと21 理事長 吹浦 忠正	生活相談、進学相談 難民の学習支援、奨学金の支給	東京都
<p>社会福祉法人さぼうと21は1980年代のインドシナ難民から現在の条約難民、第三国定住難民に至るまで、難民定住者に対し生活面から就学、進学に至るまで多角的な助言及び支援を実施してきた団体である。</p> <p>RHQ支援センターでの総合教育プログラムを修了した難民たちの学習場所である、さぼうと21学習支援室（目黒教室/錦糸町教室）では、小学生から大人まで、現在も多数の難民たちが日本語や教科を学んでいる。ボランティアによる個々のニーズや力に応じたきめこまやかな指導には定評がある。日本語力だけでなく学力、支援室で得た仲間、そしてボランティアとのつながりから明日への活力を得る難民も少なくない。料理教室や生活情報の勉強会も実施され、難民たちにとっては生活情報も得られる場である。またスポーツや音楽を通じた交流なども毎年実施し、特に若者たちが学習支援教室の仲間同士のつながりを持つことに寄与している。</p> <p>また、難民子弟への給付奨学金事業にも力を入れている。高校生、大学生、大学院生向けの学生支援プログラムを利用し、インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民に対して奨学金を支給し、自立に寄与している。</p>		



難民支援事業の概況

— 2018年を振り返って —

難民事業本部

1 はじめに

難民事業本部は1975年にインドシナ難民の受け入れを日本政府が決定した際に、それら難民の日本での定住を支援する組織として、1979年11月に設置されました。それ以来、39年にわたり日本政府（外務省・文化庁・厚生労働省）から委託を受けて、難民が日本で自立定住していくための支援を実施しています。現在はインドシナ難民、条約難民（難民認定者）、第三国定住難民、および難民認定申請者を支援対象として、各種支援を実施しています。

インドシナ難民は1975年のベトナム・ラオス・カンボジアのインドシナ三国における戦争終結後、社会主義化と内戦の戦火を逃れ、ボートや陸路で周辺国へ逃れた人々です。1978年に日本政府がインドシナ難民の定住受け入れを決定して以来、受け入れが終了する2005年までに11,319人のインドシナ難民が日本での定住を許可されました。難民事業本部では、現在も日本に定住するインドシナ難民及びその子弟に対する各種生活相談やコミュニティー活動などの支援を継続して実施しています。

条約難民（難民認定者）は難民条約（1951年「難民の地位に関する条約」）に定義された難民の要件に該当すると判断された人を指します。日本は難民条約に加入し、1982年に難民認定制度を設けて以降、法務省が難民認定申請者からの申請に対して、難民該当性の審査を行い、該当する人に対し法務大臣が難民として認定を行っています。2002年8月に閣議了解により条約難民への定住支援が決定して以来、難民事業本部が定住支援事業を行っています。1995年からは、難民認定申請者への援助事業も開始しました。

第三国定住難民は、当初庇護を求めた国から新たに受

入れに合意した第三国へ移住する人々を指します。日本は2008年に閣議了解により、第三国定住による難民の受け入れに関するパイロットケースの実施が決定され、タイの難民キャンプに滞在するミャンマー難民の受け入れが開始されました。その後2014年にはマレーシアに滞在するミャンマー難民を対象として第三国定住による難民の受け入れが決定し、パイロットケースを開始した2010年から2018年10月までに合計174人を受入れています。難民事業本部ではこれら第三国定住難民に対しても定住支援事業を実施しています。

今年も難民事業本部は、外務省、文化庁および厚生労働省からの委託を受けて、インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民、難民認定申請者等への支援を行ってきました。

2 定住支援事業

(1) RHQ支援センターにおける定住支援プログラム

東京都内のRHQ支援センターにおいて、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象として、定住支援プログラム等を実施しています。

今年も、条約難民とその家族を対象として4月開講の前期・昼間半年コースに12人、10月開講の後期・昼間半年コースに3人、同じく4月開講の夜間通年コースに3人が受講しています。また、第三国定住難民を対象として、10月より9月末に来日した第9陣の22人が受講しています（保育児童含む）。

定住支援プログラムでは、難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関する生活ガイダンス、ま

た、希望者には就職先の斡旋や、事業主に委託して職場適応訓練を実施しています。日本語教育は、日々の生活に直結した実践的内容とし、机上の講義に加え、体験を伴う反復学習を重視したカリキュラムを編成しています。生活ガイダンスでは、日本で自立生活を営むために必要な生活のルール、公共交通機関の利用方法、お金の使用と管理の仕方、防災や緊急時の対応方法、健康管理などを学習することとしています。就職支援では、日本の雇用形態や業種を、履歴書の書き方や面接の練習などの指導も行っています。

また、同国人コミュニティーと交流する機会を設けたり、地元商店会主催のイベントに招かれて参加したり、町会との交流会で日本文化を体験したりと、地域の方々と交流なども関係者の厚いご協力の下で実施しており、難民が日本で自立生活をしていく上での一助となっています。

平成18年にRHQ支援センターを開所して以来、延べ413人が定住支援プログラムを修了しました。その中で、RHQに対して職業紹介を希望した人の約86%が、実際にRHQが紹介した事業所に就職しています。定住支援プログラムで日本語を体系的に学んだ後、さらに日本語能力の向上を目指して、修了後も様々な形で日本語学習

を継続している人が多くみられます。その結果、日本語能力試験に合格したり、大学・大学院や高校に進学したり、職場で責任のある役職に就く人も増えてきています。定住者の皆さんが、定住支援プログラムで学んだことを活かしつつ、修了後もそれぞれの場所で努力を重ねていることが成果として現れています。また、難民定住者の就労先においても、継続的な日本語学習の機会を設けて頂いている企業もあり、日本語能力の向上が仕事の評価や資格の取得等に結びついているようです。

これまで日本で認定された条約難民はその多くがミャンマー出身者でしたが、近年は中東やアフリカ圏の出身者も増えてきています。条約難民の本国での教育歴や職歴、来日後の在住歴や就労経験、生活経験は様々です。これを踏まえ、難民事業本部では、条約難民の言語、文化、在日年数、日本語能力、社会経験の多様性に配慮しながら支援を行っています。

また、第三国定住難民は、全員が日本語もほとんど分からない状態で来日するため、難民の母語を話せる通訳を配置し、緊急時にも対応できる体制を整えた上で、オリエンテーション及び定住支援プログラムを実施しています。

●難民認定申請及び認定者数の推移 (2017年12月31日現在) (出典：法務省資料)

年	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99
申請数	530	44	62	29	54	48	47	50	32	42	68	50	73	52	147	242	133	260
認定	67	63	31	10	3	6	12	2	2	1	3	6	1	2	1	1	16	16
人道配慮	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	2	3	9	3	3	3	42	44

	'00	'01	'02	'03	'04	'05	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	合計
	216	353	250	336	426	384	954	816	1,599	1,388	1,202	1,867	2,545	3,260	5,000	7,586	10,901	19,629	60,675
	22	26	14	10	15	46	34	41	57	30	39	21	18	6	11	27	28	20	708
	36	67	40	16	9	97	53	88	360	501	363	248	112	151	110	79	97	45	2,588

●第三国定住難民受入数の推移 (2018年9月26日現在)

年	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	'18	合計
家族	5	4	0	4	5	6	7	8	5	44
人数	27	18	0	18	23	19	18	29	22	174



(2) 定住後の支援

インドシナ難民、条約難民、第三国定住難民、難民認定申請者はそれぞれ異なる文化的背景や事情が存在し、また各個人により日本語能力、社会への適応状況も多様です。

難民事業本部では、東京と神戸の事務所に難民相談員が常駐する相談窓口を設置するとともに、難民が多数居住している地域において、自治体等と協力して出張型相談窓口を5ヶ所設置しています。相談窓口には難民の事情に詳しく経験豊富な相談員に加え、難民出身の一世及び二世の通訳者を配置し難民が相談しやすい環境を確保して、インドシナ難民や条約難民、難民認定申請者等からの相談を受け付けています。

第三国定住難民は日本での定住生活が比較的短い人達ですが、日本での生活は着実に安定しつつあります。難民家族は定住先の地域関係者の方々の協力を得ながら、日本での生活に馴染もうと日々努力しています。定住先

地域で災害ボランティアへ参加するなど、社会の一員として積極的に地域に貢献しようとする姿も見られます。子ども達も学校生活を楽しく送っています。今年1名が大学へ進学し、来年4月から新たに1名が大学進学を予定しているなど、周囲の支援を受けながら目標に向かって努力を積み重ねてきた成果が現れてきています。他方、行政手続や病院受診時の言葉の問題などもまだまだ数多く存在します。

難民が抱える課題や悩みを解決するためには、難民が居住する自治体をはじめ、関係機関や民間支援団体、難民コミュニティー等と連携・協力して対応することが効果的であると考えています。難民事業本部は難民の課題や悩みを解決するノウハウの蓄積に加え、難民が多数居住する地域において長期に亘りそれらの団体とのネットワークを有していますが、今後も皆さんと一緒に課題や悩みの解決に取り組んでいきたいと考えています。

●インドシナ難民定住許可数の推移 (2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典：法務省資料)

(人)

年	'78	'79	'80	'81	'82	'83	'84	'85	'86	'87	'88	'89	'90	'91	'92
国内	3	2	50	48	216	395	738	484	129	262	164	152	171	263	239
海外	-	92	346	393	217	248	229	240	149	291	193	194	321	370	411
元留学生等	0	0	0	742	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
ODP	0	0	0	20	23	32	12	6	28	26	143	115	242	147	142
合計	3	94	396	1,203	456	675	979	730	306	579	500	461	734	780	792

	'93	'94	'95	'96	'97	'98	'99	'00	'01	'02	'03	'04	'05	合計
	97	84	30	1	1	5	1	0	0	0	1	0	0	3,536
	300	165	85	4	4	5	5	9	40	15	9	18	19	4,372
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	742
	161	207	116	146	152	122	152	126	91	129	136	126	69	2,669
	558	456	231	151	157	132	158	135	131	144	146	144	88	11,319

3 難民認定申請者に対する援助事業

2017年に日本では19,629人が難民認定申請を行いました。前年に比べ8,728人（約80%）増加したことになります。難民認定申請者の国籍は82か国にわたり、フィリピン、ベトナム、スリランカ、インドネシア、ネパールといったアジア諸国からの申請者が多いようです。

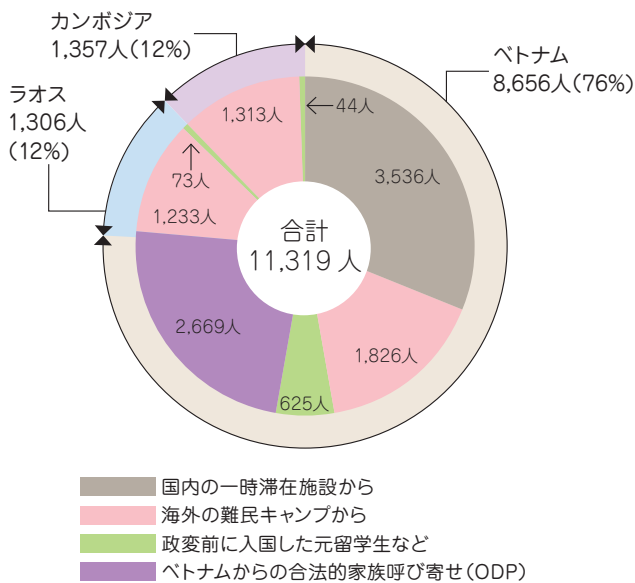
難民事業本部では、難民認定申請中であつ生活に困窮していると認められた者に対して、保護費（生活費、医療費、住居費）を支給しており、また、宿泊場所がない人へ緊急宿泊施設を提供しています。保護費は真に生活に困窮している者に支給されるものですので、厳正かつ公正に業務を実施しつつ、保護費を迅速に支給できるように努めています。

4 おわりに

シリアやイエメンにおける内戦といった国際情勢もあって難民や避難民を巡る問題は今年も世界の耳目を集めました。

かかる問題の解決に寄与すべく、難民事業本部としては、これまで39年間政府から委託され実施してきた難民支援事業の知見・経験を活かしながら、日本に来た難民の方々に「日本に定住して良かった」と思っていただけのように、心のこもった支援を続けていく所存です。

●インドシナ難民定住許可数
(2005年12月31日をもって受入れ終了) (出典：法務省資料)



●インドシナ難民等の定住状況
(2018年3月31日現在 難民事業本部調べ)

都道府県	居住数	都道府県	居住数	都道府県	居住数
北海道	3	福井	2	広島	62
青森	1	山梨	40	山口	6
岩手	1	長野	3	鳥取	1
宮城	8	岐阜	4	愛媛	8
山形	1	静岡	478	福岡	14
福島	18	愛知	67	長崎	25
茨城	96	三重	7	熊本	3
栃木	195	滋賀	57	大分	2
群馬	527	京都	12	宮崎	18
埼玉	1,194	大阪	489	鹿児島	1
千葉	319	兵庫	1,553	沖縄	5
東京	954	奈良	14	全国合計	9,833
神奈川	3,594	和歌山	15		
新潟	25	岡山	11		

2018年 難民支援事業報告

難民事業本部は、本部事務所、関西支部及びRHQ支援センターで構成されており、本部事務所は東日本地区の業務を、関西支部は西日本地区の業務を担当しています。また、RHQ支援センターでは、難民が日本社会で自立・定住していくための定住支援プログラムを実施しています。

1 定住支援事業

①定住支援プログラム

施設

定住支援プログラムは、RHQ支援センターにて行われています。RHQ支援センターは、条約難民とその家族並びに第三国定住難民を対象にした通所式定住支援施設で、2006年4月に東京都内に開所しました。

入所対象者

- ①法務大臣から難民として認定された人とその家族（※1）。ただし、今までに国際救援センターやRHQ支援センター等で定住支援プログラムを受けた人は除きます。
（※1 家族とは、認定された難民の配偶者や親、未婚の子どもで、日本での在留資格がある外国人です。）
- ②日本政府が第三国定住により難民として受け入れた人。

定住支援プログラム内容

難民及びその家族が日本社会で自立した生活を営むために必要な日本語力を身につけることを目的とした日本語教育と、日本の社会制度や生活習慣・文化・保健衛生等に関する生活ガイダンス（社会生活適応指導）、また希望者には就職先や職場適応訓練のあっせんを実施しています。

自宅からRHQ支援センターへの通所が困難な入所者

には宿泊施設を無料で提供しています（ただし、半年コース在籍者に限ります。入居期間は180日以内）。また、受講中は受講者の乳幼児を、センター内の保育室にて預かります。

日本語教育では、自立した生活を送る上で基礎となる日本語を習得できるよう指導しています。日々の生活に直結する実践的内容とし、机上の講義に加え、体験を伴う反復学習を重視したカリキュラムを編成しています。

生活ガイダンスでは、日本の生活に必要なルール、公共交通機関の利用方法、お金の使用と管理の仕方、防災や緊急時の対応方法、日本の法律や社会保障制度、税制、健康管理などを学習しています。

他にも、同国人コミュニティーと交流する機会を設けたり、町会との交流会で日本文化を体験したりと、在日外国人の方々や地域の方々の厚いご協力の下でプログラムを実施しており、難民が日本で自立した生活をしていく上での一助となっています。

コース案内

572授業時間（1授業時間＝45分）の日本語教育と120授業時間（1授業時間＝45分）の生活ガイダンスの計692授業時間のコースです。

*条約難民とその家族のコースは半年コース（前期／後期）か1年コースを選べます。半年コースは原則月～金の毎日9:30～15:50、1年コースは月～金の毎日18:30～20:55です。

*第三国定住難民コースは、月～金9:30～15:50、土9:30～12:10の半年コースです。



日本語の授業風景

RHQ 支援センターの実績

RHQ 支援センター 入退所者数 (2018年3月現在)

年度	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	計	合計	
入所者 (※1)	条約難民	19	25	31	29	28	29	28	17	15	11	17	12	261	413
	第三国 定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	152	
内 日本語 受講者	条約難民	17	21	27	24	24	26	21	17	14	11	14	10	226	349
	第三国 定住難民	—	—	—	—	22	13	0	15	17	16	15	25	123	

(※1) 乳幼児を含む

相談事業

RHQ 支援センター入所者から、日本での生活や日本語学習、仕事に関するさまざまな相談を受け、専門の相談員がアドバイスなどを行っています。また、保健師・精神衛生カウンセラーが入所者からのさまざまな相談を受け、健康維持に努めています。

生活指導

職員が宿泊施設入居者の各家庭を訪問するなどし、ゴミ出しや生活マナーなど生活全般にかかる指導を行います。



生活ガイダンス



職場見学

年度	'06	'07	'08	'09	'10	'11	'12	'13	'14	'15	'16	'17	計	合計	
退所者	条約難民	19	25	31	29	28	29	28	17	15	11	17	12	261	413
	第三国 定住難民	—	—	—	—	27	18	0	18	23	19	18	29	152	
内 就職者 (※2)	条約難民	6 (9)	7 (8)	6 (11)	10 (13)	8 (10)	3 (6)	6 (10)	8 (9)	10 (12)	6 (7)	8 (8)	4 (5)	82	162
	第三国 定住難民	—	—	—	—	10 (10)	8 (8)	0 (0)	9 (9)	12 (12)	12 (12)	14 (14)	15 (15)	80	

(※2) センター斡旋による。なお()内は就職希望者数。

各種援助金の支給

入所期間中、入所者に支給される生活援助費 (2018年4月現在)

生活 援助 費	生活費	12才から 1日 1,500円* 11才まで 1日 750円* (1年コースは上記の半額を支給)
	通学手当	実費を支給
	医療費	センター長が 指定した病院に支払った治療費
	定住手当 (プログラム修了時の一時金)	16才から 1人 156,900円 15才まで 1人 78,450円

※2019年度から金額が変更になります。

コース修了時の就職促進のための援助金 (2018年4月現在)

就職 促進 の た め の 援 助 金	訓練受講援助費 (訓練生である難民に支給) 期間：6カ月以内	基本手当 1日 3,530円～4,310円 (訓練生の居住地域等による) 受講手当 1日 500円 通所手当 実費
	職場適応訓練費 ①一般指導分：訓練を実施する事業主 への委託金 ②特別指導分：上記に加えて、第三国 定住難民2人以上のグループで訓練 を実施した事業主への委託金	①月額(21日以上の実施) 25,000円 ②月額(8日以上の実施) 25,000円
	雇用開発助成援助費 (第三国定住難民を雇用した 事業主に対する賃金助成) 期間：1年間	賃金(賞与等を除く)の $\frac{1}{3}$ (大企業の場合は $\frac{1}{4}$)
	広域求職活動援助費	規定による運賃額及び宿泊料
	職場体験講習費 (講習を実施する事業主への委託費)	月額(21日以上の実施) 25,000円
	移転援助費	●規定による運賃額 ●着後手当 { 単身 12,700円 { 家族 25,400円 ●移転料 { 単身 31,000円～94,000円 { 家族 62,000円～188,000円 (距離による)

〈注〉雇用開発助成援助費と職場適応訓練関係費は重複して支給されません。

〈注〉移転援助費は、宿泊施設入居者に限ります。



②定住後の支援

難民生活相談

日本に定住した難民のほとんどは仕事に就くなど日本の社会で安定した生活を営んでいます。一部には日本の生活になじめずにいる人もいます。また、本国や在日大使館から保護を受けられず、出生証明書等の書類が入りできないなど難民特有の問題も存在します。

難民事業本部では、在留資格、保険、税金などの行政手続きの支援や、医療、住居などの生活に関わる問題に対処するため、東京と神戸の事務所に難民相談員が常駐する相談窓口を設置するとともに、特に難民が多数居住している地域においては、自治体等と協力して出張型相談窓口を5ヶ所設置しています。相談窓口には難民の事情に詳しく経験豊富な相談員に加え、難民出身の一世及び二世の通訳者を配置し難民が相談しやすい環境を整えており、難民が集住している地域においては地域相談会も開催するなど、地域の特性に合わせた対応に努めています。

教育訓練援助金

難民定住者及びその家族が小・中・高校や大学などへ入学、進学した場合、次のような援助金（一時金）を支給しています。また、技能資格の取得や日本語教育に対する援助も行っています。

名称	趣旨	対象者	金額	
教育訓練援助金	第1種	大学（短大を含む）及び大学院に入学した者への学資援助金	大学（短大）及び大学院生 ＜勤労学生に限る＞	10万円
	第2種	高校に入学した者への学資援助金	高校生	5万円
	第3種	専修学校及び各種学校等（日本語教育等）に入学した者への学資援助金	専修学校及び各種学校等生徒	5万円
	第4種	雇用した難民に雇用主が行う技能資格取得、日本語教育等の訓練に対する援助金	雇用主	訓練1回4千円
	第5種	小学校、中学校に入学した者への学資援助金	小学生 中学生	小学生 2万円 中学生 3万円

難民相談年間集計

(2017年4月～2018年3月)

分類	相談内容	合計(回)	分類	相談内容	合計(回)
1. 職業	求職	105	5. 医療	病気・怪我	602
	就職	41		医療費	377
	職・退職	33		精神障害	73
	職場の問題	22		身体障害	12
	訓練/センター入所	28		健康介護保険	101
	労働災害	7		薬物アル中	43
	雇用保険	8		予防接種	38
	免許・資格	18		医療/他	771
	職業/他	497		医療/小計	2,017
	職業/小計	759		6. 事故・犯罪・その他	交通事故
	2. 家族・生活	結婚	394		災害・障害
妊娠・出産		170	犯罪・裁判		4
離婚		25	事故/他		18
死亡		15	事故犯罪 小計		47
保育・児童相談		284	7. 国籍・入管	帰化	796
年金・老人		204		永住申請	132
生活保護		132		在留手続き	117
税金		117		家族呼寄せ	193
親子問題		73		移住・帰国・送還	32
コミュニティー活動		176		外国人登録	14
生活/他	2,632	難民申請・異議		15	
家族生活 小計	4,222	仮放免		44	
3. 教育	転入学	28		入管/他	187
	進学	36		国籍入館 小計	1,530
	奨学金・援助金	105	8. 難民申請者保護費	措置照会	5,133
	日本語	412		調査、面接	5,508
	機材・教材	9		支給、領収	2,054
	学校生活	634		ESFRA	134
	教育/他	513		連絡人	584
	教育/小計	1,737		保護費/他	4,099
	教育/小計	1,737		保護費/小計	17,512
4. 住宅	公営住宅	147	9. 情報提供	職業	30
	民間住宅	165		家庭生活	46
	住宅トラブル	10		教育	11
	住宅/他	202		住宅	4
	住宅/小計	524		医療、健康	88
				事故犯罪	0
				入管・在留資格	2
				難民認定申請者保護措置	1
				海外の難民	0
				国内の難民	5
			RHQの活動	8	
			ボランティア活動	1	
			NGO情報	3	
			情報/他	984	
			情報/小計	1,183	
			10. その他	その他	57
				その他 小計	57
			合計	合計	29,588



生活ハンドブック・医療用語集

難民定住者が生活する上で困ったことや分からないことがあったときのため、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、カレン語版の「生活ハンドブック」を発行しています。内容は、暮らし、教育・病気、事故、災害、しごと、税金、年金、法的手続きに関することです。

また、医療に関するさまざまな場面を想定して、カンボジア語版、ラオス語版、ベトナム語版、英語版、ミャンマー語版、ペルシャ語版、カレン語版の「医療用語集」を発行しています。医療用語集は、日本語と外国語を照らし合わせることができるように編集されています。

生活ハンドブックと医療用語集は、難民定住者・関係者に無料で配布しています。



インドシナ難民のための各種証明書

定住経歴証明書の発給

インドシナ難民定住者が、結婚や帰化などをする際、必要な証明を母国や在日大使館から受けることは困難です。そのため、難民事業本部では、希望者に定住経歴証明書を発行しています。

この証明書には、インドシナ難民として法務大臣から定住許可を受けた者であることや、入国日、定住促進施設への入所経歴などが記載されています。日本語と英語で併記し、海外での使用にも対応しています。

難民身分証明書の発給

インドシナ難民定住者が、就職を希望する際、また、公営住宅の申し込みをする際などに、インドシナ難民であることの確認を求められることがあります。

インドシナ難民は閣議了解に基づき法務大臣から定住許可を受けており、ほとんどが個別に難民認定を受けていないため、官公庁から難民としての身分を証明する文書の発給を受けていません。そこで難民事業本部は、インドシナ難民としての身分が分かるように身分証明書を発行し、説明文を添付して交付しています。

身分証明書		No.
見 本	入所日:	年 月 日
	出身:	
	氏名:	
	生年月日:	年 月 日
上記の者は、閣議了解に基づき日本に定住許可されたインドシナ難民です。		
公益財団法人アジア福祉教育財団 難民事業本部 発行 平106-0047 東京都港区南麻布5-1-27 TEL 03-3449-7011(代表)		
書所持人は、閣議了解に基づきインドシナで日本に定住を許可されていますのみに基づき認定制度による難民認定証明を受けていません。		
◇ 身分証明書所持人は、日本人と同様に就労、社会保険の加入、公営住宅への入居ができます。		
注意 1. この証明書を他の人に貸したり、あげることはできません。 2. この証明書の書いてある内容を変えることはできません。 3. この証明書をなくしたときは、すぐに本部事務所に届けください。		

〈注〉第三国定住難民であることの証明書の交付

第三国定住難民の方の婚姻・帰化等の手続きのため、平成26年1月24日付け難民対策連絡調整会議決定(平成29年6月30日付け改正)に基づき「第三国定住難民であることの証明書」及び「第三国定住難民の子であることの証明書」を法務省が交付しています。これらの証明書の交付を希望する方は法務省にお問合せいただくか、難民事業本部まで御相談下さい。

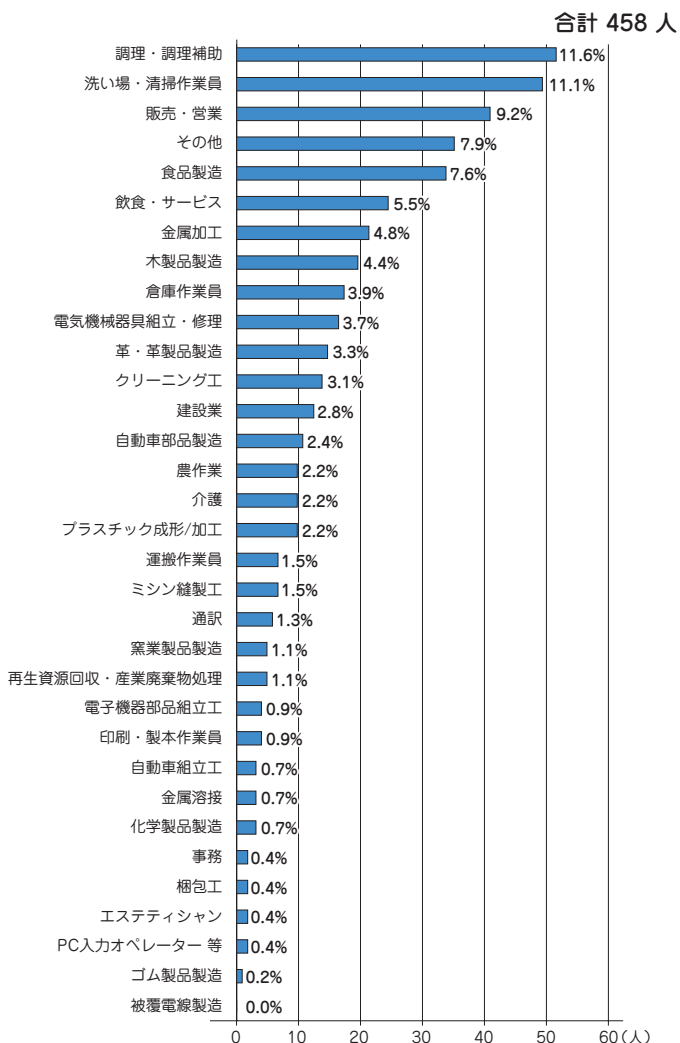
職業相談・紹介

厚生労働省より無料職業紹介所としての認可を受け、難民およびその家族に特化した職業相談・就職あっせんに応じています。難民等を対象とした求人も、無料で企業より直接受け付けています。

RHQ 支援センターには3名、関西支部には1名の職業相談員を配置し、就職を希望するセンター入所者の就職先、職場適応訓練先のあっせんのほか、地域で自立して生活する難民定住者の就職あっせんや、就職後のフォローについても、ハローワーク等の関係機関と連携しながら行っています。

また、ボランティア団体等との協力のもと、必要に応じハローワーク等への通訳派遣を行っています。

日本定住難民等の業種別就職状況
(過去10年間累計)

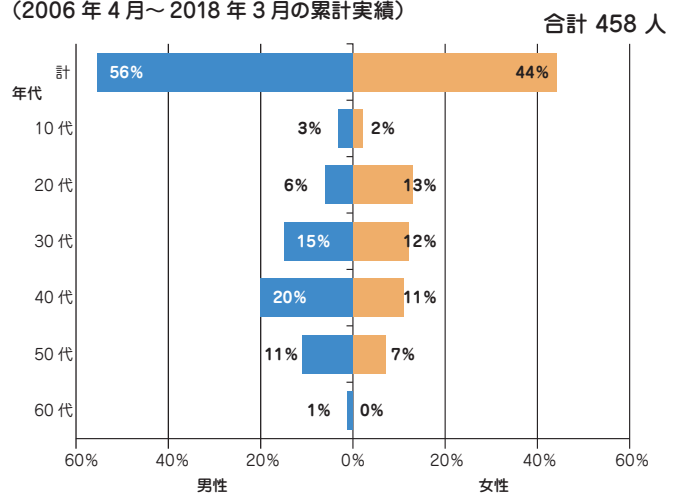


雇用促進事業

難民等の雇用環境の充実を目的に、ハローワークをはじめ、企業や自治体などの関係機関との情報交換のため、雇用促進会議を開催しています。また、難民等の雇用について理解を得るためのポスターやリーフレットを作成し、啓発と求人開拓に努めています。難民が働き始めたあとは、職場を訪問し、就労に関する課題を把握するとともに、職場定着のための助言を行っています。

その他、難民等の雇用に理解のある企業や、職業人として実績をあげ職場の同僚から敬愛されている模範的な難民の表彰も行っています。

日本定住難民等の年齢・性別就職状況
(2006年4月～2018年3月の累計実績)



日本語教育相談

RHQ 支援センターと関西支部にそれぞれ日本語教育相談員を配置し、難民定住者や日本語ボランティアをはじめ、学校、地方公共団体、事業所等からの問い合わせや相談に応じ、必要な日本語学習の情報提供や専門的な指導・助言を行っています。

[寄せられている相談の例]

- ・日本語を勉強したいが、どんな教材を使ったらよいか
- ・ボランティアの日本語教室に通いたいのので紹介してほしい
- ・日本語能力試験などを受けるにはどうしたらよいか
- ・日本の学校などに進学したいが、どうしたら実現できるか など



日本語教育相談（2017年度）

相談内容	件数
就／進学・奨学金	1,196
教室紹介	484
日本語学習法	435
教材	280
日本語指導	86
日本語教室運営	30
その他	208
合計	2,719

日本語学習教材の援助

難民定住者の日本語習得を支援するため、難民事業本部が開発した教材等を難民定住者や日本語教育ボランティア団体などに無償で提供しています。対象としている教材や申請の方法は「日本語教材ガイドブック」や難民事業本部ホームページで紹介しています。また、2012（平成24）年度文化庁委託費により第三国定住難民に対する日本語教育に使用した「生活のための日本語」学習教材が文化庁ホームページにて公開されています。



定住後の第三国定住難民の日本語能力及び日本語使用状況調査

RHQ 支援センターを退所した第三国定住難民の日本語能力や日本語学習状況などについて、半年ごとに定期的な調査を行っています。調査結果は難民本人へ伝え、日本語学習についてのアドバイスを行うとともに、地方公共団体を通じて定住先での日本語教育支援に活用していただいています。

定住後の第三国定住難民に対する日本語教育支援

RHQ 支援センターを退所した第三国定住難民が、地域で継続して日本語を学べるよう、定住先の地方公共団体や学校等の関係機関と連携しながら、定住先地域での日本語教育の支援体制を作っています。

[取り組み例]

- ・週1回の大人・子ども別の日本語教室
- ・日本語教育コーディネーターの配置
- ・日本語指導者への研修の実施
- ・日本語指導者の配置
- ・難民事業本部オリジナル教材の提供
- ・日本語教室における託児支援の実施など

2 難民認定申請者に対する援助事業

難民認定の申請を行っている人のうち、難民事業本部の調査に基づいて、生活困窮者と認められる人に対して、1995年度から保護費（生活費・住居費・医療費）の支給を行っています。2003年12月からは宿泊場所がない人へのESFRA（難民認定申請者緊急宿泊施設）の提供、生活のアドバイスをしています。

3 広報・啓発活動

難民問題の専門家及びボランティアを育成し、また、難民支援分野でのNGOとの連携を進めるため、難民問題に関するセミナーなどを開催しています。さらに、難民理解のための教材なども開発しています。



グローバルフェスタ JAPAN2018 にブース出展（東京）

「第15回多文化共生のための国際理解教育・開発教育セミナー」を開催（兵庫）



RHQセンターで学ぶ難民

RHQ支援センターでは、難民定住者らに対して、日本語教育・生活ガイダンス・就職あっせんからなる「定住支援プログラム」を提供しています。2018年のRHQ支援センターでの様子を一部ご紹介します。

28期生が高校生および大学生と交流

1月30日、2月1日、2日、6日にRHQ支援センター第28期生（第三国定住難民第8陣）の10代の若者4人が、東京都立戸山高校および聖心女子大学の学生と日本語で交流を行いました。

戸山高校では国語の授業の時間を使って、「日本語で伝え合う」をテーマにグループディスカッションを行いました。ミャンマー語やカチン語を使った番号ゲームで打ち解けた後は、ミャンマーやマレーシアの話、好きな作家や音楽、将来の夢など、様々なトピックで活発なやりとりがありました。最後は全員で「世界にひとつだけの花」を歌い、互いにエールを送りあいました。大学生との交流は、聖心女子大学の難民支援学生団体SHRETのメンバーの皆さんの協力のもと、3日間の交流プログラムを行いました。3日間のプログラムでは、日本語とマレー語を使ったゲームやトピックごとの発表と質疑応答を行ったり、お互いの国にちなんだクイズを出し合う、皆で歌を歌うなど、楽しいひとときを過ごしました。

2つの交流を通じて、難民はこれまで学習した日本語を使って、好きな食べ物や音楽、文化について積極的に会話のやりとりができました。共通の趣味を発見して盛り上がる場面や、ミャンマーと日本の文化の違いについて話し合う場面が見られ、難民たちも普通の教室とは違う日本語でのやりとりを経験することができたようです。



参加した難民からは、「日本の高校生や大学生とはじめて話せて楽しかった」「大学生のフレンドリーな対応がうれしかった」等の声がありました。

参加した学生の皆さんからも、「とても楽しかった」、「勉強になった」という感想をいただきました。

難民の若者にとって、年齢の近い学生との交流は貴重な経験になったと思います。

交流にご協力いただいた皆様、ありがとうございました。

(本部事務所職員)



27期生、29期生の修了式

3月27日、27期生（条約難民・夜間通年コース）の修了生3人及び29期生（条約難民・後期半年コース）の修了生1人を対象とした合同修了式が開催されました。式典は、難民事業本部長臨時代行の挨拶に始まり、



日本語教育参加からのお祝いの言葉、施設長からの修了生への修了証書等の授与に続き、日本政府、国際機関、自治体、地元町会の方々から修了生にあてた祝辞とともに、身に付けた日本語を忘れず、仕事や勉強を頑張りたいと励ましの言葉をいただきました。



修了生からのスピーチでは、「センターに来る前は日本語がぜんぜん分からなかった。今はアパートの下の部屋の人と話ができます。看板の字も読めるようになって駅や街で困らなくなりました」という日本語の大切さを表したのや、「日本語を勉強しながら、大学院に入って勉強を始めた。離れていた家族と一緒に住めるようになった。日本語能力試験N3に合格した。これからN2、N1を目指します」という熱意を感じるものまでありました。

(RHQ支援センター職員)

30期生の開講式

4月9日、30期生（条約難民・前期半年コース、条約難民・夜間通年コース）の開講式が開催されました。アフリカ地域、中東地域の出身者をはじめとして、前期半年コースは12人（うち保育児6名）、夜間通年コースは3人を受講生として迎えました。

式典では、政府、地元自治体等関係者からお祝いと歓迎の言葉がかけられ、入所者からは、日本語のクラスに入って毎日学べることの喜びや初めて学ぶ不安を

話す人もいましたが、日本語が出来るようになったら仕事をしたい、日本人と話をしたい、書類を読めるようになりたいなど目標をあげた人もいました。様々な国の出身者たちが文化や習慣の壁を乗り越えて、日本語を学び、日本社会に溶け込もうと努力しています。RHQ支援センターは、こうした方々が所定のプログラムを無事に修了できるよう、サポートしていきます。



(RHQ支援センター職員)

30期生が七夕交流会で盆踊りを体験

7月6日、30期生（条約難民・前期半年コース）6人は、生活ガイダンスの地域参加活動の一環で地域住民と文化交流を行いました。この七夕交流会は、毎年地域の町会のほか地元自治体の多文化共生事業や社会福祉事業の関係者が中心となり、RHQ支援センター入所者に対する文化交流の機会として御提供いただいているものです。

七夕交流会では、日本文化の紹介を兼ねて、町会の婦人部の方々に浴衣を着付けて頂き、参加者全員で短冊（たんざく）に願い事を書き、笹に結びつけるところから始まりました。入所者も一人ひとり願い事を日本語で書きました。短冊には「いつか、看護師になれますように」、「家族と一緒に暮らせますように」、「母国が平和になりますように」、「仕事が見つかりますように」など、将来への希望と願いを込めた言葉が多く

並びました。

次に、入所者がそれぞれの出身国の文化について発表しました。アラビア語での参加者の名前の書き方や、母国の挨拶などの簡単な日常会話、民族の踊りなどを紹介しました。また、音楽をかけて歌をうたい、参加者も一緒に輪になってアフリカのダンスを踊る場面もあり、工夫を凝らした文化紹介で会場を沸かせました。

日本の盆踊り体験では、恒例の炭坑節を全員が輪になって踊りました。日本人参加者と浴衣姿で盆踊りを踊る一体感を楽しんでいるうちに、いつの間にか垣根はなくなり、お茶を飲みながらの会話の時間には、入所者は習いたての日本語で一生懸命に質問に答える様子が見られ、会が終わる頃にはすっかりうち解けた様子でした。

入所者全員がこの日初めて浴衣を着ました。「とてもきれいな花柄の浴衣を着られて本当にうれしい」、「自分じゃないみたい。祖国に写真を送って見てもらいたい」、「日本人と日本語で話をできた自分が信じられない」と興奮冷めやらぬ様子で感想を話していました。

(RHQ 支援センター職員)



グランディ国連難民高等弁務官が RHQ 支援センターを訪問

10月26日、来日中のフィリップ・グランディ国連難民高等弁務官がRHQ 支援センターを訪問し、杵渕本部長の案内により条約難民・後期半年コース及び第三

国定住難民コースの大人クラス、子どもクラスの日本語授業等を視察されました。



グランディ高等弁務官は各クラスをまわり、「日本の生活はどうか。日本語の勉強は難しいですか。」と励ましの言葉をかけられ、「これからも受け入れ国で安全な生活が送れるよう UNHCR としても見守り続けていきます。」と述べられました。

当アジア福祉教育財団藤原理事長から、かつて2005年に当財団奥野理事長（当時）がグテーレス高等弁務官（当時）の訪問を受け、26年にわたるインドシナ難民の支援に対する顕彰碑の贈呈を受けたことを披露する場面もありました。

グランディ高等弁務官からは、「今日の訪問で難民の皆さんの明るい笑顔が印象的でした。日本政府の行う難民の定住支援に感謝を申し上げます。」との発言がありました。

(RHQ 支援センター職員)





定住地で暮らす第三国定住難民

RHQ支援センターで定住支援プログラムを修了し、定住地で暮らす第三国定住難民の皆さんの地域での様子を紹介します。

第三国定住第8陣 定住地での生活を開始

第三国定住制度により日本政府が受け入れ、2017年9月に一時滞在先のマレーシアから来日したミャンマー難民8世帯29名は、都内のRHQ支援センターにおいて、約半年間の定住支援プログラムを修了し、2018年3月中旬、定住先地域へ転居し、生活を開始しました。

就労先や保育所、小・中学校への編入も決まり、4月から定住先での新しい生活が始まります。それぞれの家族が地域社会に溶け込み、地域の一員として生活していくことを目標に、定住のための支援を受けながら生活をしていきます。

会社が用意した社宅に入居した難民の一人は、「会社は自分たち家族を受け入れ、社宅を用意してくれた。子供たちも学校に通うことが出来るので喜んでいる。4月から頑張って働いて、これからは自分の力で生活していきたい。受け入れてくれた日本に感謝している。」と話しました。

(RHQ支援センター職員)



第三国定住難民が地域イベントに参加

6月15日、第三国5・6・7陣が定住する地域にて、地元NPO法人の協力のもと、「ミャンマー文化を味わおう」というイベントが開催されました。

平成28年から今年で3回目の開催となり、第三国定住難民の有志6人が様々なミャンマー料理をふるまいました。

地域住民や第三国定住難民の勤務先の上司や、学校の先生、日本語教室の先生や5陣と7陣の子どもたちも参加し、50名以上の参加者が和気あいあいとした雰囲気、料理や交流を楽しみました。



2015年3月に第5陣がこの地域での生活を始めてから今年で4年目を迎えますが、5・6・7陣の住むこの地域では、第三国定住難民の方がだんだんと住民として知られるようになってきているそうです。



今回は、地元の小学校の先生方も参加し、さらに協力してくださる方も増えているようで、難民定住者と地元住民との交流の輪が着実に広がっている様子がうかがえました。

(本部事務所職員)

第三国定住難民第8陣の日本語学習の様子

第三国定住難民第8陣は神奈川県に3家族、広島県に5家族と2つの地域に定住しています。それぞれの地域で日本語教室に通うなど、継続的に日本語学習を進めています。

◆神奈川県に定住した3家族

3家族は神奈川県と地域のボランティア日本語教室の協力を得て継続学習を開始しました。神奈川県の協力による教室では、「日本語を学ぶことで生活が便利になることを実感する」ことを目標に、文化庁が第三国定住難民のために開発した「社会参加のための日本語通信講座」を参加者のレベルにアレンジして使用しました。教室には講師とともにサポーターも参加し、講師の指導のもと、身近なテーマについて学習者とサポーターとが和気藹々と話しながら学ぶ場となりました。



また、地域のボランティア日本語教室では、マンツーマンに近い形でそれぞれのペースに合わせての学習支援をして頂いており、どちらの教室においても、地域

に住む人々と関わりながらの学習が続いています。

仕事をしながら学習を続けることは簡単なことではありませんが、皆熱心に教室に通っています。定住地域での生活も半年が過ぎ、日本語を聞くこと・話すことに慣れてきたとの声も聞かれました。一人一人がよりその人らしく生活していけるよう、今後も継続学習を支援していきたいと思います。

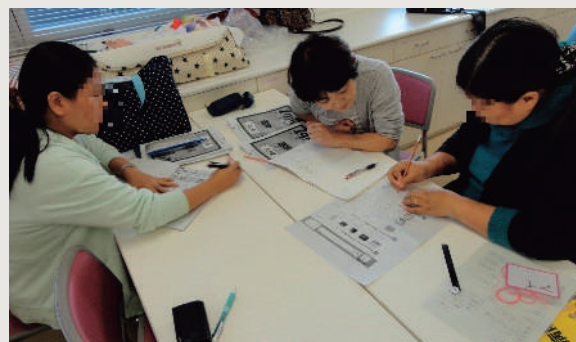
(日本語教育コーディネーター)

◆広島県に定住した5家族

5家族は、地域の市民センターで行われている3つの日本語教室に参加する形で、継続学習を開始しました。また、小学校に通う子どもたちは、放課後クラブで週に1回、放課後に日本語の勉強をしています。

日本語教室を通じて地域社会に参加することを目的に、さまざまな国籍の方々が参加するクラスの中で、机に向かう座学だけではなく、先生や他の受講生の方との交流やイベントにも取り組んでいます。

教室に参加している父親たちは、夜勤が重なり仕事が忙しい中、一所懸命勉強に取り組んでいます。また、西日本豪雨で被害を受けた被災地のお手伝いがしたいと自ら希望し、今夏4回にわたってボランティア活動に参加しました。



別の教室では、幼い子どもがいる母親たちが、週1回平日の朝に勉強をしています。託児支援者が授業中に子どもをみってくれるので、集中して自分の勉強に取り組むことができます。



子供向けの教室では、小中学生の子どもたちが、同世代の仲間と共に勉強を頑張っています。日本語学習支援教室が、皆の居場所、仲間作り、そして将来の夢を語る場となっています。

定住が始まった日から、5家族の一人ひとりが、地域社会の一員として活躍しています。

(難民事業本部職員)

STAFF REPORT

3

コミュニティ活動

インドシナ難民らが日本で定住を許可され、日本で暮らし始めて35年以上が経過しました。難民事業本部は、インドシナ難民らに対しても、継続的なアフターフォローを行っています。

ベトナム難民「仲間づくりの会」

1月22日、ベトナム難民の「仲間づくりの会」メンバーが集う新年会が開かれました。場所は東京都の社会福祉法人黎明会救護施設の黎明寮の自立訓練施設です。この会に難民事業本部の難民相談員とベトナム語通訳が参加しました。

この会は国際救援センターが閉所する前の年の平成17年頃から開催されました。当時は国際救援センターに東京都内の施設に住む難民の人を迎えてベトナム料理教室を開きました。障害施設に入所していたりして、障害があつて社会とのつながりが乏しくなりがちな難民の人が仲間をつくってお互いの友好を温め、母国語で話す気楽さや母国料理を作ったりすることで寂しい気持ちに安らぎを感じてもらえるようにと発足しました。当時はコミュニティ活動のひとつとして2カ月毎に会を開催しました。

この会には所属する施設のスタッフが必ず参加して

往復移動の支援をしてくれました。救援センターが閉所してからは難民の人たちが所属する各施設や支援センターに場をお借りして継続していました。それぞれの所属するスタッフの人たちもベトナム料理に詳しくなり、ベトナム難民の人たちの指導でベトナム料理の料理教室やベトナム料理レストランに日本人の入所者たちと合同で食事を開くことも行うようになったということです。最近ではメンバーの中に退所があり、家族を持つ人や母国へ帰還する人もあり当初10人前後のメンバーでしたが、現在では6名の難民が集います。

当日は2人が風邪で不参加となり、4人のメンバーに黎明寮のスタッフが参加しました。メンバーの希望で、カンチュアというベトナムスープとバインミーというフランスパンにベトナムハムや野菜を挟んだもの、ベトナムコーヒーというメニューでした。料理の中心は、ベトナム語通訳がほとんど下ごしらえをしてくれた野菜とタラの魚のスープを煮込み豚肉のチャーシューやハム野菜などをフランスパンにはさむという簡単な料理でしたが、楽しくみんなで作りました。

メンバーたちは、健康のこと、体重の変化、散歩の様子など、別の施設の方と日常生活の情報交流をして会話を楽しんでいました。毎年新年会は欠かさず開催していますが、今後の予定で過去の公園めぐりなどの話をメンバーに向けると、できればベトナム料理を食べる会だけでよいなど、屋外レクリエーションに関心を示さず無精だなどお互いに言い合い皆で笑い合いました。

(難民相談員)





広報・イベント

近年、「難民」という文字を新聞で目にする機会が増えましたが、日本で暮らす難民については、十分理解が進んでいるとは言えない状況です。難民事業本部は、難民を特別な存在ではなく、隣人として受け入れる社会になるように、積極的な広報・啓発活動を行っています。

スタディツアー 2018 を開催

定期的に行っているスタディツアーでは、国際機関や日本語支援団体など各団体にご協力いただき、日本における難民支援に関わる現場の方々のお話を伺っています。今年は、3月5日・6日に「日本の難民受入れ、世界の難民受入れ」と題したスタディツアーを開催しました。

今回は、難民支援に関する様々な関係先を訪問する他、専門家・研究者からの講義も受けながら、日本の難民受入れについて理解を深めると共に、世界各国での難民の受入れについても学び、より良い難民受入れのあり方について考えるプログラムを実施しました。2日間を通じて、28名の社会人・学生にご参加いただき、中には遠方からお越しの参加者もあり、難民問題や日本の難民受入れに関心の高い方々にお集まり頂きました。

《訪問先》

1日目：難民事業本部

法務省入国管理局難民認定室

国連難民高等弁務官 (UNHCR) 駐日事務所

2日目：RHQ 支援センター

聖心女子大学多文化共生プラザ

1日目は最初に、難民事業本部事務所にてオリエンテーションとして、日本の難民受入れと定住支援の概要について、難民事業本部職員がお話ししました。そ

の後、2日目の訪問先であるRHQ支援センターで定住支援プログラムの一環として実施している日本語教育について、日本語教育監督者が学習内容や、各コースの特徴、定住支援プログラム修了後のフォローなどの状況をお話ししました。

続いて法務省を訪問し、難民認定制度に関する経緯や制度概要、難民認定申請の現状について、お話を伺いました。難民の定義や、難民認定申請数の急増理由、そして新たに改正された制度など、貴重なお話を伺うことができました。

最後に、UNHCR駐日事務所を訪問し、世界の難民の現状、UNHCRの役割や、日本における難民保護等についてお話を伺いました。



2日目は第三国定住難民や条約難民等に対する定住支援プログラムを実施しているRHQ支援センターを訪問し、日本語学習の成果を発表する「学習発表会」の様子を見学しました。大人と子供それぞれが、半年



間に身につけた日本語でスピーチを行ったほか、詩の朗読や合唱などを披露しました。

次に、聖心女子大学多文化共生プラザで、2人の講師による海外の難民受入れについてお話を伺いました。まず、明治学院大学研究員の可部州彦さんにスウェーデンの難民受入れについてお話をさせていただきました。その後、難民事業本部企画調整課の伊藤係長よりトルコの難民受入れについてお話ししました。

最後にグループワークを行い、参加者同士がこの2日間を通じて得られた気づきや今後の支援の在り方、関わり方などについて共有し、意見交換を行いました。参加者からは、「大学や個人の学びだけでは得られない、多くの情報を知り、学ぶことができた。また、様々な背景を持った参加者と交流することで、学生として良い刺激となった」、「全体として非常にバランスよくプログラムが組まれていた。日本に暮らす難民の生の声が印象的だった」、「将来小学校教諭を目指しているが、学校現場で難民を含めた多文化共生・多文化教育に力を入れて取り組んでいきたいと、スタディツアーに参加して思った」といった声を頂きました。難民事業本部は、難民事業への理解と難民への支援の輪が広がっていくよう、今後も広報活動に努めて参ります。

(本部事務所職員)



「世界難民の日」特別シンポジウムを開催

「世界難民の日」を前にした6月2日、難民事業本部と世界の子どもを支援する国際NGOワールド・ビジョン・ジャパン (WVJ) が「世界の難民危機と私たちにできること～「難民とともに生きる」を若者と考える～」と題した特別シンポジウムを開催し、若者を中心に152人が来場しました。

第一部では、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)・川内敏月さん、WVJ・中村ゆきスタッフ、フォトジャーナリスト・安田菜津紀さん、RHQ・伊藤寛了、国際基督教大学・新垣修さんが、それぞれ取り組んでいる難民支援事業について報告しました。

第二部では、上記5名に加え、聖心女子大学 難民支援学生団体「SHRET」の鈴木菜紘さん、慶應義塾大学 公認学生団体「S.A.L」の高橋英佑さんと三橋幸奈さん、インドシナ難民のトルオン ティ トゥイ チャンさんの4名を迎えて「「難民とともに生きる」を若者と考える」というテーマでパネル・ディスカッションを行いました。

第二部の冒頭では、各学生団体の活動紹介と、インドシナ難民であるチャンさんのこれまでの歩みが共有されました。チャンさんは、命をかけて海を渡り強く生きてきた過去に触れ、「人間はそれぞれ一輪ずつの花。みんな違うけど必ず咲く。(難民を含めた)日本

中がお花畑になるにはどうしたらいいか」と、心に響くメッセージをいただきました。

その後始まったパネル・ディスカッションでは、「初めは軽い気持ちだったけど、“知ってしまった”から難民問題に深く関わるようになった」という「S.A.L.」の高橋さん・三橋さんの話がありました。一方、難民支援に仕事として関わるモチベーションについて、安田さんは「いただきものである“出会い”を通じて、自分は何をしてあげられるかという気持ちでいること」、中村スタッフは「一人ひとりの命の大切さを忘れないこと」、新垣さんは「私にできることで一番効果的なことは若者の心に種をまくこと」と、それぞれの思いをお話いただきました。

高校生や大学生の姿が目立った会場からは、「学生としてこの問題にどう関われるか」という質問が出、高橋さんは「難民としてではなく、人として交流していくこと」、チャンさんは「難民は1人の人間であなたと同じ。違うことは当たり前だと理解して」、と答えました。



短い時間でしたが、「難民」というカテゴリーではなく「人」として個人の間を育むことが大切というメッセージを残して、シンポジウムは閉会しました。

大学生の皆さんが難民支援に携わるようになったきっかけや、支援活動の現場で働く専門家たちのモチベーションが共有されると、会場からは「学生として

この問題にどう関われるか」という質問が出ました。会場が一体となって難民問題を考える時間となりました。

(本部事務所職員)



ワークショップ難民2018を開催

難民事業本部関西支部では神戸YMCA、兵庫県国際交流協会、日本国際連合協会兵庫県本部との共催で、難民問題を多くの方に知っていただくための参加型セミナー「ワークショップ難民2018」（6月13日、27日、7月11日、25日の全4回）を開催しました。難民問題に関心のある高校生や学生、社会人など、延べ65人の方にご参加いただきました。

第1回は「難民とは」をテーマに、さまざまな原因で故郷を離れなくてはいけなくなった人々のケースを比較し、難民と国内避難民・移民・災害避難民等との相違点を話し合いました。難民の定義についての解説に続いて難民の多くが戦争や迫害等により故郷を追われた人々であること、難民の受入国の多くは開発途上国であり、受入国の負担が深刻な問題となっていること、について考えました。

第2回は「難民になる」をテーマに、各グループに条件カード（家族構成、自身／村／国の状況、近隣地域／国の状況）を配り、その条件下で難民になったこ



とを想定して、自分たちだったらどのような行動を取るかシミュレーションしました。グループでの議論や他グループの発表を通じ、より難民の気持ちになって考えることができました。

第3回は「難民が目指す国」をテーマに、安全、人権、宗教、仕事、言葉等のカードを使い、「難民が目的地（ゴール）を考える際、どのような要素を優先するか」について考えました。また現在受入国となっている国々において、これらの優先要素がどれだけ満たされているのか比較検討し、それらの国々の「受入国としての適性」について話し合いました。



第4回は「難民と暮らす」をテーマに、難民の子どもたちの生活を紹介したDVDを見て、各グループで、彼らの現状（出身国・現在いる国、住居・食料・学校・親の仕事・友達・遊び等）と、彼らが困っている事項（ニーズ）を整理した後、自分たちが支援団体等になったつもりで、それらニーズに対応する支援策や支援活

動についてまとめました。



全4回のワークショップを終えて、難民問題に関心を持つ人々の世代の広がりを感じられるワークショップとなりました。参加者からは、「難民の定義について知ることができ、グループで考える機会があり勉強になった」、「他の人と意見を交換できて良かった。世界の難民の実情、日本の実情、まだまだ知らないことばかりで勉強になった」、「グループワーク楽しかった」、「難民支援という面から様々なお話が伺えてとても参考になった」、「自分たちで考える作業はとても勉強になった。日本の難民に対する理解はまだだと自分を含め自覚した」などの感想が寄せられました。

関西支部では今後も難民について考えていただけるよう、ワークショップやセミナーなど、難民理解のための様々な場を提供して参ります。

（関西支部職員）

難民理解講座を共立女子大学で実施

11月13日、共立女子大学神田一ツ橋キャンパス（東京都千代田区）にて、国際学部学生約50名を前に、難民事業本部が難民理解講座を行いました。

今回の難民理解講座は、「日本の難民受入れと定住支援」と題し、約40分の講義と難民定住者の方を迎えてのクロストークという形式で行いました。講義では、

難民の定義を確認したのち、日本で難民として受け入れられてきたインドシナ難民、条約難民(難民認定者)、第三国定住難民について、その受入れ経緯や法的制度について説明し、難民事業本部が約40年間行ってきた難民への定住支援事業について説明しました。

次にクロストークとして、カンボジア出身のインドシナ難民の方1名を招き、来日当時の写真なども交えて、来日の経緯や定住促進センターでの学び、ご自身の経験や通訳としての活動を通じて、日本に暮らす外国人の抱える悩みや今後の社会への期待などをお話いただきました。これから外国人と日本人が社会で共生していくうえで、「日本に来て知り合いも少なく、寂しい思いをしている人も多い。身近な日本人に気軽に声をかけてもらえると嬉しいと思う」というメッセージがありました。

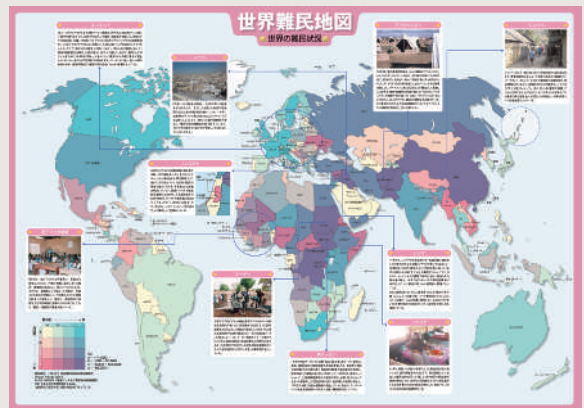
学生の皆さんからは、日本の難民受け入れ体制と難民事業本部が行っている定住支援について、「日本に来た難民の総数が1万人を超えていて、思ったより多いと思った」「難民を受け入れるべきと簡単に言ったものの、講義を聞いて日本での生活を1から一人一人にガイダンスするということはとても大変なことだと気づかされた」「RHQ支援センターで日本語学習や日本の生活の仕方など事細かに教えていることに驚いた」といった感想をいただきました。

また、クロストークによる難民定住者の方のお話については「実際に難民として日本に来られた方の実体験が印象に残った」「実際に自分が経験したことを活かして、難民として日本に来た他の方々に手を差し伸べたりする活動をしていると聞き、人の役に立つ仕事をしているのだと思った」「『同じような立場に立って接してほしい』という言葉が印象的だった」といった感想をいただきました。

難民事業本部(RHQ)は、世界の難民問題や、日本での難民受入れと日本定住など、難民に関する様々

なテーマで「難民理解講座」を行っております。授業や講演などをご希望される学校・団体の方は、企画調整課(03-3449-7012)までお問い合わせください。

(本部事務所職員)



世界難民地図



広報・イベントでは、難民事業本部が作成した各種資料を配付しています。

難民理解のためのワークブック
「なんみん 故郷をはなれて」

財団の動き

2018年

月 日	事 項
3.9	RHQ支援センター第28期生（第三国定住難民・半年コース）修了式
3.12	第14回理事会を開催
3.12	第15回評議員会を開催
3.27	RHQ支援センター第27期生（夜間通年コース）修了式 RHQ支援センター第29期生（後期半年コース）修了式
4.9	RHQ支援センター第30期生（夜間通年コース、前期半年コース）開講式
4.4～4.11	バングラデシュ、インド、インドネシア、タイの社会福祉関係者16名を招聘し研修を実施
5.22	第15回理事会を開催
5.23～5.30	ミャンマー、フィリピン、台湾、ベトナムの社会福祉関係者16名を招聘し研修を実施
6.11	第16回理事会を開催
6.11	第16回評議員会を開催
6.26	第17回評議員会を開催
6.26	第17回理事会を開催
9.13	RHQ支援センター第30期生（前期半年コース）修了式
9.26	第18回理事会を開催
10.4	RHQ支援センター第31期生（後期半年コース）開講式 RHQ支援センター第32期生（第三国定住難民・半年コース）開講式
10.11	第18回評議員会を開催
10.17～10.24	マレーシア、ネパール、パキスタン、シンガポールの社会福祉関係者16名を招聘し研修を実施
11.4	第39回日本定住難民とのつどいを開催（於：新宿文化センター）

ご芳情とご支援

ご寄付、ご支援頂いた方々（敬称略）

(1) 金品

●財団本部			
2018年 3月	藤原 正寛		100,000 円
4月	井 忠平		50,000 円
5月	八千代電設工業株式会社		1,000,000 円
7月	楠元 発祥		30,000 円
10月	中央自動車工業株式会社		300,000 円
11月	あかつきの村		10,000 円
11月	松井 精朗		100,000 円
	合 計		1,590,000 円

(2018年12月現在)

(2) 物品

●財団本部

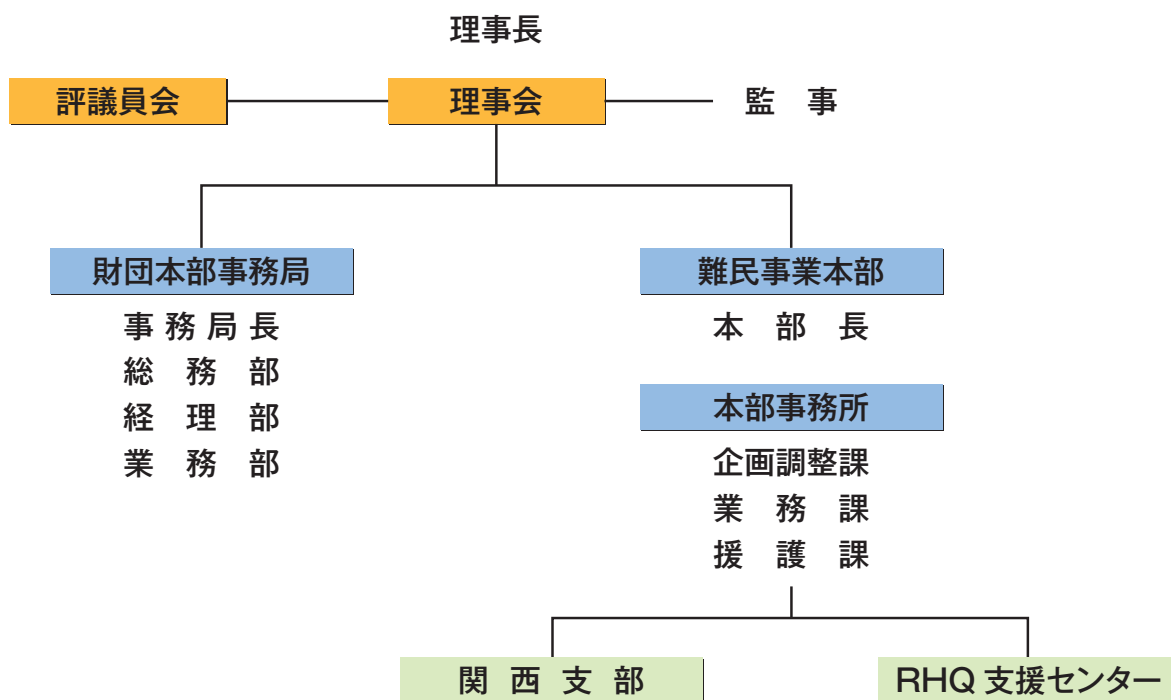
2018年11月ハウス食品グループより「第39回日本定住難民とのつどい」来場者のために「とんがりトマトとニンニクスパ味」360個、「オー・ザック スタミナ炒め丼味」144個、「チキンマサラカレー」600個、「キーマスタイル キーマカレー」540個を賜りました。



ご支援をありがとうございました

公益財団法人アジア福祉教育財団 機構図

(2018年12月現在)



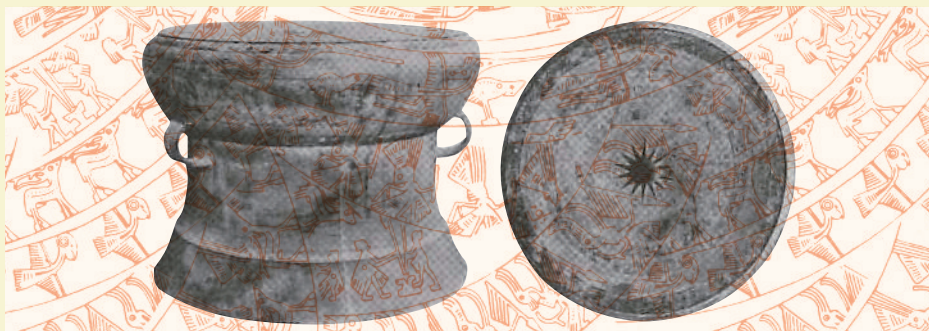
役員等名簿

理事長	藤原正寛 (東京大学名誉教授、元日本経済学会会長)
理事	佐藤禎一 (東京国立博物館名誉館長、日本学術振興会学術特別顧問、元ユネスコ代表部特命全権大使、元文部事務次官)
〃	須田美矢子 (一般財団法人キヤノングローバル戦略研究所特別顧問、元日本銀行政策委員会審議委員)
〃	藤崎一郎 (公益財団法人中曽根康弘世界平和研究所理事長、元アメリカ合衆国駐劄大使)
監事	林健二郎 (経済評論家、元野村総合研究所代表取締役副社長)
〃	松井義雄 (大崎電気工業株式会社相談役、元野村証券株式会社常務取締役)
評議員	大塚義治 (日本赤十字社副社長、元厚生労働省事務次官)
〃	奥野信亮 (衆議院議員、前総務副大臣、元法務副大臣)
〃	尾辻秀久 (参議院議員、元参議院副議長、元厚生労働大臣)
〃	亀井久興 (一般社団法人通信研究会会長、元国土庁長官)
〃	佐藤裕美 (法務省難民審査参与員、元モロッコ王国駐劄大使、元難民事業本部長)
〃	山東昭子 (参議院議員、元参議院副議長、元科学技術庁長官)
〃	嶋津昭 (公益財団法人ラグビーワールドカップ2019組織委員会事務総長、元総務省事務次官)
顧問	中西宏明 (一般社団法人日本経済団体連合会会長、株式会社日立製作所取締役会長兼代表執行役)
〃	綿貫民輔 (前アジア福祉教育財団理事長、一般社団法人全国治水砂防協会会長、元衆議院議長、元建設大臣)

敬称略

以上、理事4名 監事2名 評議員7名

表紙イラストの説明



古代ベトナムの銅鼓の装飾画を組合わせたものです。

銅鼓は円形の鼓面と横からみてS字形をした胴部から成り、鍋をふせたような片面太鼓。装飾画は、鼓面に幾重もの同心円で区切られた環状の帯をなすように、また胴部にもぐるりと描かれています。直径86cm、高さ63cmという大きな鼓もあります。

銅鼓が作られたベトナム青銅器時代の最終段階（ドンソン文化）は紀元前一千年頃に始まり、紀元後一世紀半ばの後漢軍の遠征で壊滅しました。



マークについて

財団の基本理念である「愛」が、そのままマークになりました。「地球」「宇宙」「和」を意味する円の中に配してつくられたマークです。

わずかに円外に出ているのは、「世界に、あふれる愛を!!」という願いをあらわしています。

FWEAP サブマーク兼用 ロゴタイプについて

当財団正式名称の英字綴りが長いため、その略号「FWEAP」をサブマークを兼ねたロゴタイプにしました。



●公益財団法人アジア福祉教育財団

〒106-0047 東京都港区南麻布5-1-27

本部事務局（3F） 電話 03-3449-0222（代表） FAX03-3449-0262
ホームページ <http://www.fweap.or.jp/>

難民事業本部（2F） 電話 03-3449-7011（代表） FAX03-3449-7016
ホームページ <http://www.rhq.gr.jp/>

関西支部

〒650-0027 兵庫県神戸市中央区中町通2-1-18 JR神戸駅NKビル11F
電話 078-361-1700（代表） FAX078-361-1323

RHQ 支援センター

〒169-8799 東京都新宿区新宿北郵便局留
電話 03-5292-2144（代表） FAX03-5292-2043

愛
2018.12 第 42 号

発刊日

平成 30 年 12 月 28 日

発行所

公益財団法人アジア福祉教育財団
東京都港区南麻布 5 丁目 1 番 27 号

電話 03-3449-0222 (代表)

FAX 03-3449-0262

発行人

安 細 和 彦

たから
宝くじは、
みんなの暮らしに
やくだ
役立っています。



たから
宝くじは、図書館や動物園、

がっこう
学校や公園の整備をはじめ、

さいがい
災害に強い街づくりまで、

みんなの暮らしに役立っています。

